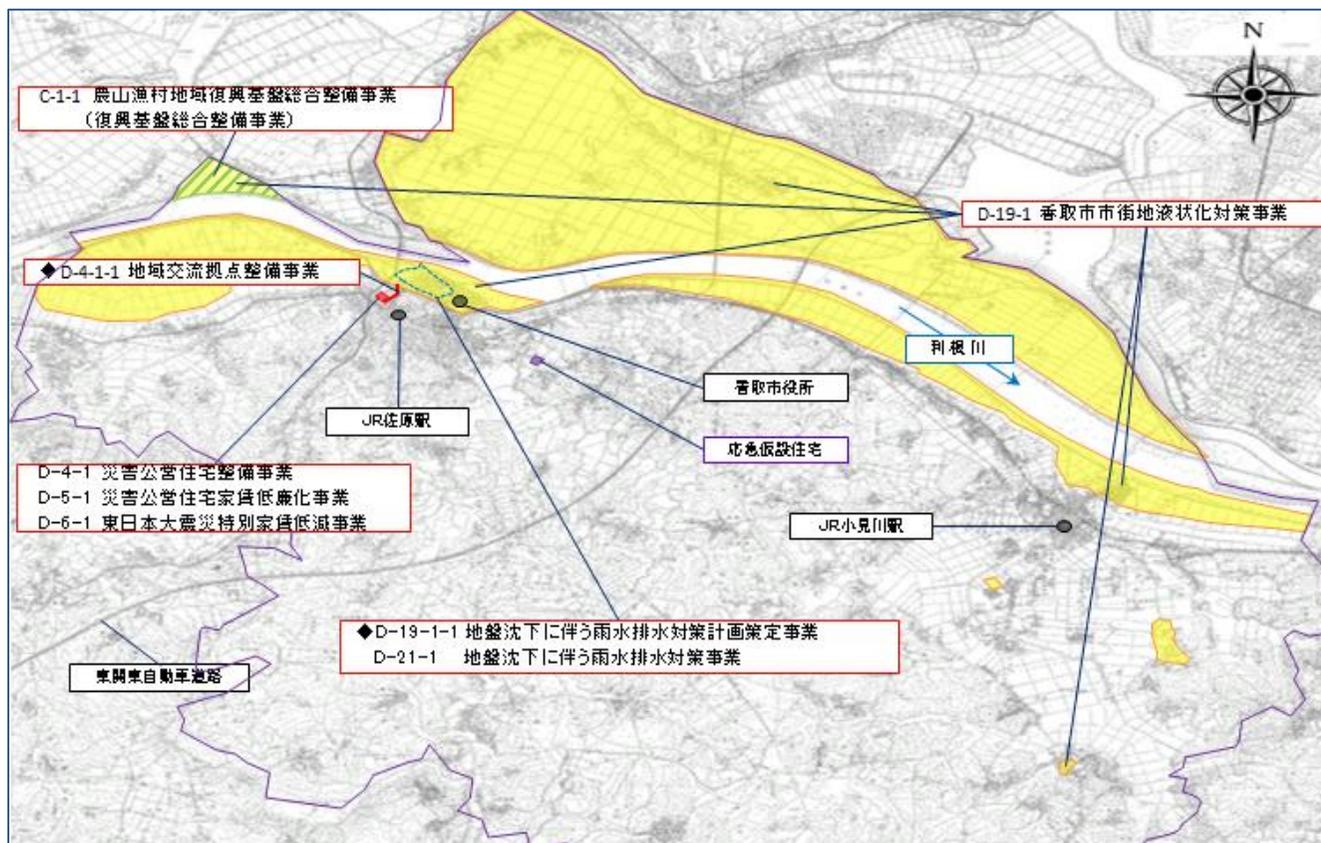


千葉県香取市復興交付金事業計画区域図

位置と地勢	
位置	北緯35度53分51秒 東経140度29分38秒
面積	262.35 Km ²
人口	82,866人(H22国勢調査)
世帯	27,309世帯(H22国勢調査)

東日本大震災での被害概要(H27.4.1現在)	
住家被害	全壊 224世帯 大規模半壊 1,111世帯 半壊 1,413世帯 一部損壊 3,118世帯
液状化面積	約3,500ha
道路被災	636箇所
河川被災	21箇所
農業被害	作付不能面積 約2,500ha
上水道	災害復旧管路延長 19.1km
公共下水道	災害復旧管路延長 13.56km
農業集落排水	災害復旧管路延長 2.51km

凡例	
	液状化区域
	復興基盤総合整備事業区域
	災害公営住宅整備区域
	応急仮設住宅
	雨水排水対策計画区域
	地域交流拠点整備区域
	利根川の流れの方向
	市境界
	ランドマーク



復興交付金事業

No	種別	事業番号	主体	事業内容	期間	全体事業費	(国費相当額)	既配分事業費	第17回申請額(流用)	備考
1	基幹	C-1-1	千葉県	石納・野間谷原地区の被災した農地・農業用施設の整備	24~26年度	304,250	228,187	304,250		第2・4回
2	基幹	D-4-1	香取市	災害公営住宅16戸の整備	24~25年度	386,778	338,430	386,778	△ 1,931	第2回
3	効果	◆D-4-1-1	香取市	災害公営住宅整備地近隣に緑地・緑道を整備	24~25年度	50,000	40,000	50,000	△ 2,607	第2回
4	基幹	D-19-1	香取市	市街地液状化区域の液状化対策	24~28年度	4,969,000	3,726,750	4,969,000		第1・2・5・8・10回・12回
5	効果	◆D-19-1-1	香取市	液状化により地盤沈下した区域の雨水排水対策計画策定	25~26年度	21,400	17,120	21,400	△ 220	第7回
6	基幹	D-5-1	香取市	災害公営住宅家賃低廉化事業	26~32年度	102,295	89,500	41,877	15,859	第8・11回・14回・17回
7	基幹	D-6-1	香取市	東日本大震災特別家賃低減事業	26~32年度	11,702	8,700	5,148	1,969	第8・11回・14回・17回
8	基幹	D-21-1	香取市	液状化により地盤沈下した区域の雨水排水対策	26~28年度	743,459	557,594	743,459	△ 15,203	第10回・12回
合計						6,588,884	5,006,281	6,521,912	△ 2,133	※単位:千円

香取市

復興交付金事業計画 復興交付金事業等

基金設置の時期: 平成24年3月 設置の有無: 有

平成29年3月時点 (単位:千円)

Table with columns for No., 事業番号, 事業名, 地区名, 交付団体, 事業実施主体, 直接/間接, 総交付対象事業費, うち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額, うち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額, 各年度の交付対象事業費 (注4), 事業間流用額, 全体事業費 (注5), うち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額, うち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額, 全体事業期間 (注6), 備考(注7).

Summary table with columns: 都道府県名, 千葉県, 担当部局名, (千葉県)耕地課 / (香取市)企画政策課, 担当者氏名, (千葉県)今井 忠延 / (香取市)田名邊 伸幸, 市町村名, 香取市, 電話番号, (千葉県)耕地課 043-223-2859 / (香取市)企画政策課 0478-50-1206, メールアドレス, (千葉県)耕地課 t.mii@pref.chiba.lg.jp / (香取市)企画政策課 seisaku@city.katori.lg.jp

- (注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。
(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。
(注3)「総交付対象事業費」、「各年度の交付対象事業費」、「事業間流用額」欄の上段()書きは、前回までに配分された額等を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段<>書きについては、自動計算される。
(注4)「各年度の交付対象事業費」欄の中段の計数は、様式1-4の「交付対象事業費(b)」欄と必ず一致させること。
(注5)「全体事業費」は、「全体事業期間」を通じての全ての事業費を記載する。なお、事業間流用を行った場合は必ず流用後の全体事業費を記載する。
(注6)「全体事業期間」は、平成32年度までの事業期間を記載する。
(注7)年度間調整又は事業間流用を行った場合には、「事業間流用額」欄には流用額を、「備考」欄には年度間調整又は事業間流用を行った旨、その時期及び額を記載する。なお事業間流用を行う場合には、流用する(流用される)事業名も合わせて記載し、必ず様式3との整合を図ること。
(注8)担当者氏名等は県及び市町村の担当者を並べて記載する。

(様式1-4)

香取市 復興交付金事業計画 平成24年度 復興交付金事業等

省庁名: 国土交通省

平成29年3月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

Main table with columns: No., 事業番号(注1), 事業名(注2), 地区名施設名, 交付団体, 事業実施主体, 直接/間接, 基本国費率(a)(注3), 交付対象事業費(b), 交付対象事業費のうち特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額(c), うち交付金交付額(基幹事業の場合)(d)=a×b+(c-a×b)/2, 効果促進事業等の場合(d)=0.8c, 年度間調整額(国費)(e), 調整後の交付金交付額(f)=d-e, 備考

Summary table with columns: 都道府県名, 千葉県, 担当部局名, 企画政策課, 担当者氏名, 田名邊 伸幸, 市町村名, 香取市, 電話番号, 0478-50-1206, メールアドレス, seisaku@city.katori.lg.jp

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様)

(注4) 基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合、(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。

(注5)「年度間調整額」の(国費)(e)は、前年度に制度要綱第1の7の④に該当した場合に記載する。

(注6) 上段()書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。

(様式1-4)

香取市 復興交付金事業計画 平成25年度 復興交付金事業等

省庁名: 国土交通省

平成29年3月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接/間接	基本 国費率 (a) (注3)	当該年度(注4)			年度間調整額(注5) (該当する場合のみ記載)		備 考
								交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、特 定市町村又は特定都道府 県以外の者が負担する額を 減じた額 (c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間 調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f)=d-e	
4	D - 19 - 1	香取市市街地液状化対策事業	香取市 佐原、新島・北 佐原、小見川、 山田地区	市	香取市	直接	1/2	(100,000) 0 <100,000>	(100,000) 0 <100,000>	(75,000) 0 <75,000>			
5	◆ D - 19 - 1 - 1	地盤沈下に伴う雨水排水対策計画策定事業	香取市 佐原地区 北部第6排水 区	市	香取市	直接	4/5	(21,400) 0 <21,400>	(21,400) 0 <21,400>	(17,120) 0 <17,120>			【他事業へ流用】平成29年1月19日 流用先: D-5 災害公営住宅家賃低廉化事業(H28) 流用額: (H28)220千円(国費:176千円) 流用後交付対象事業費:21,180千円(国費:16,944千円)
合計額								(121,400) 0 <121,400>	(121,400) 0 <121,400>	(92,120) 0 <92,120>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	

都道県名	千葉県	担当部局名	企画政策課	担当者氏名	田名邊 伸幸
市町村名	香取市	電話番号	0478-50-1206	メールアドレス	seisaku@city.katori.lg.jp

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様)

(注4)基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合、(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。

(注5)「年度間調整額」の(国費)(e)は、前年度に制度要綱第1の7の④に該当した場合に記載する。

(注6)上段()書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。

(様式1-4)

香取市 復興交付金事業計画 平成27年度 復興交付金事業等

省庁名: 国土交通省

平成29年3月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接/間接	基本 国費率 (a) (注3)	当該年度(注4)			年度間調整額(注5) (該当する場合のみ記載)		備 考
								交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、特 定市町村又は特定都道府県 以外の者が負担する額を 減じた額 (c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間 調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f)=d-e	
4	D - 19 - 1	香取市市街地液状化対策事業	香取市 佐原、新島、北 佐原、小見川、 山田地区	市	香取市	直接	1/2	(4,570,000) 0 <4,570,000>	(4,570,000) 0 <4,570,000>	(3,427,500) 0 <3,427,500>			【他事業より流用】平成27年5月21日 流用元: D-4 災害公営住宅整備事業 流用額: (H27)31,768千円(国費23,826千円)【設計・調査 費】、流用後交付対象事業費: 5,000,768千円(国費 3,750,576千円)
6	D - 5 - 1	災害公営住宅家賃低廉化事業	香取市	市	香取市	直接	3/4	(14,081) 0 <14,081>	(14,081) 0 <14,081>	(12,320) 0 <12,320>			
7	D - 6 - 1	東日本大震災特別家賃低減事業	香取市	市	香取市	直接	1/2	(1,705) 0 <1,705>	(1,705) 0 <1,705>	(1,278) 0 <1,278>			
8	D - 21 - 1	地盤沈下に伴う雨水排水対策事業	香取市	市	香取市	直接	1/2	(716,459) 0 <716,459>	(716,459) 0 <716,459>	(537,344) 0 <537,344>			【他事業へ流用】平成29年1月19日 流用元: D-5 災害公営住宅家賃低廉化事業 流用額: (H27)15,203千円(国費:11,402千円) 流用後交付対象事業費: 728,256千円(国費: 546,192千円)
合計額								(5,302,245) 0 <5,302,245>	(5,302,245) 0 <5,302,245>	(3,978,442) 0 <3,978,442>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	

都道府県名	千葉県	担当部局名	企画政策課	担当者氏名	田名邊 伸幸
市町村名	香取市	電話番号	0478-50-1206	メールアドレス	seisaku@city.katori.lg.jp

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様)

(注4) 基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合、(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。

(注5)「年度間調整額」の(国費)(e)は、前年度に制度要綱第1の7の④に該当した場合に記載する。

(注6) 上段()書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。

(様式1-4)

香取市 復興交付金事業計画 平成28年度 復興交付金事業等

省庁名: 国土交通省

平成29年3月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接/間接	基本 国費率 (a) (注3)	当該年度(注4)			年度間調整額(注5) (該当する場合のみ記載)		備 考
								交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、特 定市町村又は特定都道府 県以外の者が負担する額を 減じた額 (c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間 調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f)=d-e	
6	D - 5 - 1	災害公営住宅家賃低廉化事業	香取市	市	香取市	直接	3/4	(14,305) 0 <14,305>	(14,305) 0 <14,305>	(12,516) 0 <12,516>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	【他事業より流用】平成29年1月19日 流用元①: ◆D-4 地域交流拠点整備事業 流用額: (H28+H29)2,304千円(国費:2,085千円) 【内訳】(H28)825千円(国費:721千円)・(H29)1,559千円(国費:1,364千円) 流用元②: D-4 災害公営住宅整備事業 流用額: (H29)243千円(国費:212千円) 流用元③: ◆D-19雨水排水対策計画策定事業 流用額: 201千円(国費:176千円) 流用元④: D-21地盤沈下に伴う雨水排水事業 流用額: (H29)13,031千円(国費:11,402千円) 流用後交付対象事業費: 57,736千円(国費:50,515千円)
7	D - 6 - 1	東日本大震災特別家賃低減事業	香取市	市	香取市	直接	1/2	(1,748) 0 <1,748>	(1,748) 0 <1,748>	(1,311) 0 <1,311>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	【他事業より流用】平成29年1月19日 流用元: D-4 災害公営住宅整備事業 流用額: (H28+H29)1,969千円(国費:1,476千円) 【内訳】(H28)118千円(国費:88千円)・(H29)1,851千円(国費:1,388千円) 流用後交付対象事業費: 7,117千円(国費:5,336千円)
合計額								(16,053) 0 <16,053>	(16,053) 0 <16,053>	(13,827) 0 <13,827>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	

都道府県名	千葉県	担当部局名	企画政策課	担当者氏名	田名邊 伸幸
市町村名	香取市	電話番号	0478-50-1206	メールアドレス	seisaku@city.katori.lg.jp

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様)

(注4)基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合、(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。

(注5)「年度間調整額」の(国費)(e)は、前年度に制度要綱第1の7の④に該当した場合に記載する。

(注6)上段()書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。

(様式3)

平成28年度 香取市復興交付金事業計画に係る年度間調整・事業間流用届

提出者名：香取市

省庁名：国土交通省

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

①年度間調整を行った場合

(単位：千円)

No.	事業名	事業番号	交付決定時点		年度終了時点			翌年度交付額調整額 (a-b)	備考
			交付対象 事業費	交付金 交付額(国費)	本年度に実施 した事業費	本年度に充当 した国費 (a)	本年度に実施 した事業費に より算出され る国費 (b)		
合計									

②事業間流用を行った場合

(単位：千円)

流用 番号	番号	事業名	事業番号	前回まで			流用等による増▲減額				流用後等			備考
				交付対象 事業費 (A)	交付金 交付額(国費) (B)	全体事業費	事業費 (a)	交付金 (国費) (b)	うち流用額		交付対象 事業費 (A+a)	交付金 交付額(国費) (B+b)	全体事業費	
									事業費	交付金 (国費)				
①	2	災害公営住宅整備事業	D-4-1	359,548	314,604	359,548	▲1,688	▲1,476	▲1,688	▲1,476	357,860	313,128	359,447	(H24)1,688千円(国費:1,476千円)
	7	東日本大震災特別家賃低減事業	D-6-1	5,148	3,860	11,266	1,969	1,476	1,969	1,476	7,117	5,336	11,702	(H28)118千円(国費:88千円) (H29)1,851千円(国費:1,388千円)
②	2	災害公営住宅整備事業	D-4-1	357,860	313,128	357,860	▲243	▲212	▲243	▲212	357,617	312,916	357,617	(H24)243千円(国費:212千円)
	6	災害公営住宅家賃低減化事業	D-5-1	41,877	36,640	99,097	243	212	243	212	42,120	36,852	102,295	(H29)243千円(国費:212千円)
③	3	地域交流拠点整備事業	◆D-4-1-1	50,000	40,000	50,000	▲2,607	▲2,085	▲2,607	▲2,085	47,393	37,915	47,393	(H24)2,607千円(国費:2,085千円)
	6	災害公営住宅家賃低減化事業	D-5-1	42,120	36,852	102,295	2,384	2,085	2,384	2,085	44,504	38,937	102,295	(H28)825千円(国費:721千円) (H29)1,559千円(国費:1,364千円)
④	5	地盤沈下に伴う雨水排水対策計画策定事業	◆D-19-1-1	21,400	17,120	21,400	▲220	▲176	▲220	▲176	21,180	16,944	21,180	(H25)220千円(国費:176千円)
	6	災害公営住宅家賃低減化事業	D-5-1	44,504	38,937	102,295	201	176	201	176	44,705	39,113	102,295	(H29)201千円(国費:176千円)
⑤	8	地盤沈下に伴う雨水排水対策事業	D-21-1	743,459	557,594	743,459	▲15,203	▲11,402	▲15,203	▲11,402	728,256	546,192	728,256	(H27)15,203千円(国費:11,402千円)
	6	災害公営住宅家賃低減化事業	D-5-1	44,705	39,113	102,295	13,031	11,402	13,031	11,402	57,736	50,515	102,295	(H29)13,031千円(国費:11,402千円)
計										-2,133	0			

(注1) 「番号」欄には、様式1-2の通し番号(No.欄)を記載すること。

(注2) 「前回まで、交付対象事業費(A)」欄の計数は、様式1-2の「総交付対象事業費」及び「事業間流用額」欄の上段()書きの合計額と必ず一致させること。

(注3) 「流用等による増▲減額、うち流用額」欄の▲表記は他事業に流用した額を表す。

(注4) 「流用等による増▲減額、事業費(a)」欄の計数は、様式1-2「総交付対象事業費」及び「事業間流用額」欄の中段の合計額と必ず一致させること。

(注5) 「流用等による増▲減額、うち流用額、事業費」欄の計数は、様式1-2の「事業間流用額」欄の中段の計数と必ず一致させること。(特に同一事業を流用元として複数回使用する場合は注意すること。)

(注6) 「流用等による増▲減額、うち流用額、交付金(国費)」欄の計は、必ず「0」となる。

(注7) 「流用後等、全体事業費」は、様式1-2の「全体事業費」の欄と必ず一致させること。

(注8) 同一事業を流用元として複数回使用する場合には、使用2回目以降の流用番号の「前回まで」欄の計数は、直前に使用した流用番号の「流用後等」の計数を記載すること。

(様式 1-3)

香取市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 29 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	2	事業名	災害公営住宅整備事業	事業番号	D-4-1
交付団体	香取市		事業実施主体 (直接/間接)	香取市 (直接)	
総交付対象事業費	386,778 (千円)		全体事業費	357,617 (千円)	
事業概要					
<p>応急仮設住宅入居期間終了後の自力による住宅再建困難者の住宅を確保するため、災害復興交付金を活用し、激甚法第 2 2 条の指定による災害公営住宅 (木造平屋および 2 階建て) を戸建により 16 戸建設する。</p> <p>[建設予定地] 香取市佐原木地先</p> <p>[構造] 木造平屋及び 2 階建て</p> <p>[建設戸数] 16 戸 ※激甚法第 22 条の指定による災害公営住宅の建設可能戸数 : 上限 67 戸</p> <p>[用地面積] 公簿面積 3,172 m²</p> <p>(事業間流用による経費の変更) (平成 27 年 5 月 21 日) 事業実施の結果執行残が生じたことから、D-19-1 香取市市街地液状化対策事業へ 27,230 千円 (国費 23,826 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 359,548 千円 (国費 : 314,604 千円) に減額。</p> <p>(事業間流用による経費の変更) (平成 29 年 1 月 19 日) 事業実施の結果執行残が生じたことから、D-5-1 災害公営住宅家賃低廉化事業へ平成 29 年度事業費分として 243 千円 (国費 212 千円)、D-6-1 東日本大震災特別家賃低減事業へ 1,688 千円 (国費 1,476 千円) [内訳 : 平成 28 年度事業費分 101 千円 (国費 88 千円)、平成 29 年度事業費分 1,587 千円 (国費 1,388 千円)] の計 1,931 千円 (国費 1,688 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 357,617 千円 (国費 : 312,916 千円) に減額。</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 24 年度> 用地取得、土地造成、基本設計、実施設計、建設工事</p> <p><平成 25 年度> 建設工事 (継続事業)</p>					
東日本大震災の被害との関係					

香取市は、東日本大震災により震度5強の揺れを記録し、過去に経験したことのない大災害となった。大きな揺れが長く続いたことから、利根川沿岸・利根川以北の水田地帯、内陸部の埋め立て地などで約3,500ha、東京ドーム750個分という広大なエリアで液状化が発生、住宅地でも140haが液状化し、噴砂や地盤沈下、側方流動が起こり、家屋の沈下や傾き、道路の寸断、水道管破損による断水、下水道管の破損や泥の堆積など、市民生活に大きな影響を受けた。

市街地の発生区域では、泥水が吹き上げたことにより、住宅の傾斜のほか、大きく沈下し、雨が降ると宅内に雨水が流入してしまう状況も発生している。

地区内の道路は、舗装面の崩壊のほか、場所により、沈下や隆起、幅員の減少などが起こり、道路に埋設されている上下水道管路も破損が著しい状況で、河川は、両側から押し潰され河道が狭まったり、河床が隆起して流量が確保できない状況も発生した。

住宅被害も甚大で、全壊、みなし全壊(解体を余儀なくされた半壊住宅)合わせて、134戸(世帯)の住宅が滅失した。

このうち、28世帯が応急仮設住宅に入居し、6世帯が民間借り上げ住宅に入居しているが、仮設住宅や民間借り上げ住宅に入居している被災者のうち、高齢者や低所得者などにとって、住宅の自立再建は困難な状況となっている。

災害公営住宅の整備にあたっては、「市町村における滅失戸数が100戸以上」という被災地域の要件を満たす必要があり、香取市は平成23年11月11日の住宅の滅失区分の改正により、平成24年2月22日に対象地域となり、住宅滅失戸数災害査定を平成24年3月23日に受検した。

(災害査定後の滅失戸数)

全壊戸数…134戸(これにより、上限67戸までの建設が可能となった。)

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

香取市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 29 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	3	事業名	地域交流拠点整備事業		事業番号	◆D-4-1-1
交付団体	香取市		事業実施主体 (直接/間接)		香取市 (直接)	
総交付対象事業費	50,000 (千円)		全体事業費		47,393 (千円)	
事業概要						
<p>災害公営住宅入居者の健康増進と憩いの場として、また、被災者と近隣住民との出逢いの機会が創造やふれあいによるコミュニティの形成を図るため、地域交流拠点として「出逢いの小路(緑地)」を整備する。</p> <p>災害公営住宅の建設にあたり、都市計画法第 29 条による開発行為の場合、都市計画法施行令により、区域内への公園・緑地の整備が規定されている。</p> <p>ただし、開発区域の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場が存する場合は、整備は必須ではない。</p> <p>このため、災害公営住宅を建設するにあたり建設地内に公園・緑地を設置するのではなく、災害公営住宅入居者及び地域憩いの場として活用され、入居者と地域を結び、コミュニティの形成を図ることができる緑地として、建設地近隣に遊歩道や休憩施設を整備する。</p> <p>[整備地] 両総用水第 1 導水路護岸 (香取市が、千葉県知事より占用許可を受け、整備・維持管理を行う。) 土地所有者：農林水産省、独立行政法人水資源機構</p> <p>[整備内容] 整備延長：615.4m 工事概要：転落防止柵設置、カラー舗装、ベンチ設置 等</p> <p>(事業間流用による経費の変更) (平成 29 年 1 月 19 日) 事業実施の結果執行残が生じたことから、D-5-1 災害公営住宅家賃低廉化事業へ 2,607 千円(国費:2,085 千円)〔内訳：平成 28 年度事業費分 902 千円(国費：721 千円)、平成 29 年度事業費分 1,705 千円(国費：1,364 千円)〕を流用。これにより、交付対象事業費は 47,393 千円(国費：37,915 千円)に減額。</p> <p>※香取市災害復興計画 第 4 章 復興に向けた取り組み II 分野別計画の具体的内容・事業 1 市民生活の再生 (1) 住宅再建・生活再建の支援 (課題) ・ 応急仮設住宅の入居期限は原則として 2 年以内に限られていることから、住宅の自立再建が困難な世帯への対応が必要となります。 (方針) ・ 高齢者など住宅の自立再建が困難な人には、生活実態に見合った住宅支援を行います。</p>						
当面の事業概要						
<平成 24 年度> 測量・緑道整備工事						

<平成 25 年度>

緑道整備工事（継続事業）

東日本大震災の被害との関係

香取市は、東日本大震災により震度5強の揺れを記録し、過去に経験したことのない大災害となった。大きな揺れが長く続いたことから、利根川沿岸・利根川以北の水田地帯、内陸部の埋め立て地などで約3,500ha、東京ドーム750個分という広大なエリアで液状化が発生、住宅地でも140haが液状化し、噴砂や地盤沈下、側方流動が起こり、家屋の沈下や傾き、道路の寸断、水道管破損による断水、下水道管の破損や泥の堆積など、市民生活に大きな影響を受けた。

市街地の発生区域では、泥水が吹き上げたことにより、住宅の傾斜のほか、大きく沈下し、雨が降ると宅内に雨水が流入してしまう状況も発生している。

地区内の道路は、舗装面の崩壊のほか、場所により、沈下や隆起、幅員の減少などが起こり、道路に埋設されている上下水道管路も破損が著しい状況で、河川は、両側から押し潰され河道が狭まったり、河床が隆起して流量が確保できない状況も発生した。

住宅被害も甚大で、全壊、みなし全壊(解体を余儀なくされた半壊住宅)合わせて、134戸(世帯)の住宅が滅失した。

このうち、28世帯が応急仮設住宅に入居し、6世帯が民間借り上げ住宅に入居しているが、仮設住宅や民間借り上げ住宅に入居している被災者のうち、高齢者や低所得者などにとって、住宅の自立再建は困難な状況となっている。

災害公営住宅の整備にあたっては、「市町村における滅失戸数が100戸以上」という被災地域の要件を満たす必要があり、香取市は平成23年11月11日の住宅の滅失区分の改正により、平成24年2月22日に対象地域となり、住宅滅失戸数災害査定を平成24年3月23日に受検した。

(災害査定後の滅失戸数)

全壊戸数…134戸（これにより、上限67戸までの建設が可能となった。）

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	D-4-1
事業名	災害公営住宅整備事業
交付団体	香取市
基幹事業との関連性	
<p>復興交付金で整備する災害公営住宅の入居者の健康増進と憩いの場として、また、被災者と近隣住民との出逢いの機会が創造やふれあいによるコミュニティの形成を図るため、地域交流拠点として「出逢いの小路（緑地）」を整備する。</p> <p>災害公営住宅の建設にあたり、都市計画法第29条による開発行為の場合、都市計画法施行令により、区域内への公園・緑地の整備が規定されている。</p> <p>ただし、開発区域の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場が存する場合は、整備は必須ではない。</p> <p>このため、災害公営住宅を建設するにあたり建設地内に公園・緑地を設置するのではなく、災害公営住宅入居者及び地域憩いの場として活用され、入居者と地域を結び、コミュニティの形成を図ることができる緑地として、建設地近隣に遊歩道や休憩施設を整備する。</p>	

(様式 1-3)

香取市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 29 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	5	事業名	地盤沈下に伴う雨水排水対策計画策定事業	事業番号	◆D-19-1-1
交付団体	香取市	事業実施主体 (直接/間接)	香取市 (直接)		
総交付対象事業費	21,400 (千円)	全体事業費	21,180 (千円)		
事業概要					
<p>1 事業の端緒と目的</p> <p>千葉県香取市は、東日本大震災で地盤の液状化と沈下による著しい被害を受けた。とくに佐原処理区内の北部第 6 排水区では、地域全体に液状化と著しい地盤沈下が発生し、元の地盤高から 20cm 以上、最大で 40 cm 程度まで沈下している。その結果、北部第 6 排水区内の雨水排水が困難となり、<u>30mm/h を超える降雨で浸水被害が発生するようになった。</u></p> <p>※ 北部第 6 排水区概要</p> <p>北部第 6 排水区 (25ha、人口約 3,100 人、約 1,300 世帯・H25.4/1 現在) は、JR 佐原駅北側 (国道 356 号) から利根川までの間に位置する著しい液状化の区域内である。</p> <p>区域内の雨水は雨水幹線管渠 (BOX カバート) を通じ、十間川へ排水、小野川へと流下し、利根川へ排水する仕組みである。</p> <p>また、震災前の雨水排水対応能力は、<u>5 年確率降雨強度 53.1mm/h であった。</u></p> <p>この対策として、<u>5 年確率降雨強度の全国的な一般値である 50.0mm/h の回復をめざす事業を検討する</u>ため本地域の詳細な調査と各種対策案の比較検討を行う「<u>地盤沈下に伴う雨水排水対策計画策定事業</u>」を行うものである。</p> <p>2 事業計画策定のための調査内容</p> <p>(1) 北部第 6 排水区の地盤高調査 (2) 降雨時の雨水排水能力調査 (3) 浸水シミュレーション (4) 雨水排水方法の検討</p> <p>3 調査内容の結果をふまえ比較検討を行う事業計画案</p> <p>(1) 幹線管渠の上流域から十間川に注ぐ雨水バイパス管を新設 (2) 幹線管渠末端のゲート付ポンプ近隣に、排水機場を整備 (3) 幹線管渠末端のゲート付ポンプ近隣に、調整池を整備かつ排水ポンプを増設</p> <p>(事業間流用による経費の変更) (平成 29 年 1 月 19 日)</p> <p>事業実施の結果執行残が生じたことから、D-5-1 災害公営住宅家賃低廉化事業へ平成 29 年度事業費分として 220 千円 (国費 176 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 21,180 千円 (国費 : 16,944 千円) に減額。</p>					
当面の事業概要					

<初年度> 地盤沈下に伴う雨水排水対策計画策定（事業費 21,400 千円）

<二年度目> 計画に基づく実施設計

<三年度目> 実施設計に基づく建設工事

東日本大震災の被害との関係

1 東日本大震災により発生した液状化による不同沈下

北部第6排水区では、東日本大震災で地域全体に液状化と著しい地盤沈下が発生し、元の地盤高から20cm以上、最大で40cm程度まで沈下した結果、震災前後で次のような状況となった。

（震災前後の比較1）

①震災前：北部第6排水区は、平水位時における地盤高と水位の差は1m程度であった

②震災後：平水位時における地盤高と水位の差は60cm程度に減少した。

2 地盤沈下の結果として発生するようになった浸水被害

前述の地盤沈下のため、北部第6排水区の雨水幹線管渠は、排水勾配が減少し、晴天時においても管渠内に排水が恒常的に滞留し水没している状況となり、排水能力は著しく低下している。

また、強雨時には河川水位も高くなるが、前述の通り雨水幹線管渠は排水勾配がとれないため、北部第6排水区の雨水排水は、ゲート付ポンプによる強制排水のみに頼らざるを得ない。

しかし、本ポンプ（0.3 m³/s×2基）では排水能力が不足していることから、北部第6排水区では、震災前後で次のような状況となった。

（震災前後の比較2）

①震災前：降雨量60mm/hであっても浸水被害が発生していない

②震災後：降雨量30mm/h程度で浸水被害が発生（5年確率計画降雨強度の全国的一般値：50.0mm/h）

関連する災害復旧事業の概要

「北部第6排水区」に係る災害復旧事業の概要

▼下水道災害復旧工事（23災第66号3工区）（23災第67号4工区）

工事場所 北部第6排水区 香取市佐原口水郷町地内外

工期 自平成24年3月13日 至平成25年3月21日

契約額 235,605,300円

工事概要 復旧延長：L=2537.6m

管渠工：L=2537.6m

部分管更生：N=3箇所

マンホール復旧工：N=36箇所

▼河川災害復旧工事（23災河第89号その2）及び護岸補修工事

工事場所 準用河川利根川水系十間川 香取市佐原口地先 外

工期 自平成25年5月1日 至平成25年12月25日

契約日 平成25年4月30日

契約額 238,350,000円

工事概要 工事延長：L=1,068m、

かごマット護岸工：A=2,174 m²、

鋼矢板護岸工：N=207枚

※上記事業の他、道路災害復旧工事及び水道事業災害復旧工事を実施中である。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	D-19-1
事業名	香取市市街地液状化対策事業
交付団体	市
基幹事業との関連性	
<p>1 香取市市街地液状化対策事業（基幹事業）について</p> <p>基幹事業では、最終目標として「安全で安心して暮らせるまちづくり」を掲げ、北部第6排水区を含む液状化被害地域において再液状化を抑制するための事業計画を策定するため、被害状況の把握、ボーリング調査、モデル街区の選定、公共施設と宅地の一体的対策の策定を実施しているところである。</p> <p>2 基幹事業の効果を増大させる内容</p> <p>本申請内容に係る北部第6排水区は、香取市の中心市街地の一部であり、基幹事業の重要な位置を占める。基幹事業の実施により再液状化防止対策が確定し当該事業を実施したとしても、震災後に発生するようになった地盤沈下による浸水被害を解消しないことには、基幹事業で掲げる最終目標「安心して暮らせるまち」として復興したといえない。</p> <p>また、基幹事業で実施する調査内容には、地域全体における地盤高の調査や、地域の排水能力の調査は含んでいないため、「地盤沈下に伴う雨水排水対策計画策定事業」が必要である。</p>	

(様式 1-3)

香取市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 29 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	6	事業名	災害公営住宅家賃低廉化事業	事業番号	D-5-1
交付団体	香取市	事業実施主体 (直接/間接)	香取市 (直接)		
総交付対象事業費	57,736 (千円)	全体事業費	102,295 (千円)		
事業概要					
<p>東日本大震災に伴い建設した香取市災害公営住宅 (岩ヶ崎住宅) について、入居者の居住の安定確保を図るため、近傍同種家賃に対して、入居者の収入に応じた低廉な家賃を設定し、災害公営住宅入居者の家賃の負担軽減を図る。</p> <p>【香取市災害公営住宅 (岩ヶ崎住宅) について】</p> <ul style="list-style-type: none">・建設地：香取市佐原字寺田木 1 2 2 9 番・敷地面積：4 0 7 9 . 9 0 m²・住宅構造：木造戸建て・建設戸数：1 6 戸<<全戸入居中>>・完成年月：平成 2 6 年 3 月・入居開始：平成 2 6 年 5 月 1 日					
当面の事業概要					
入居に伴う家賃低廉化措置					
<平成 26 年度>					
当初事業費[申請額] : 13,491 千円					
事業実績値 : 13,054 千円					
平成 26 年度事業費に係る実績値との差額 : 437 千円					
<平成 27 年度> (H27 年 4 月~H28 年 3 月)					
当初事業費 : 14,518 千円					
事業費[申請額] : 14,081 千円 (H26 年度差額 437 千円を減じた額)					
事業実績値 : 14,440 千円 (当初事業費との差額 78 千円)					
<平成 28 年度> (H28 年 4 月~H29 年 3 月) 見込					
当初事業費 : 14,383 千円					
事業費[申請額] : 14,305 千円 (H27 年度差額 78 千円を減じた額)					
事業実績値 (見込) : 15,208 千円 (当初事業費との差額 825 千円)					
<平成 29 年度> (H29 年 4 月~H30 年 3 月) 見込					
当初事業費 : 15,034 千円					
事業費[申請額] : 15,034 千円					
<平成 30 年度> 事業費 : 14,853 千円					
<平成 31 年度> 事業費 : 14,853 千円					
<平成 32 年度> 事業費 : 14,853 千円					
合計 102,295 千円					

(事業間流用による経費の変更) (平成 29 年 1 月 19 日)

災害公営住宅入居者の所得の減少による所得段階の変更に伴い、平成 28 年度事業費が増額となったため、◆D-4-1 地域交流拠点整備事業より 825 千円 (国費 721 千円) を流用。また、復興交付金執行残を平成 29 年度事業費に充当するため、D-4-1 災害公営住宅事業より 243 千円 (国費 212 千円)、◆D-4-1 地域交流拠点整備事業より 1,559 千円 (国費 1,364 千円)、◆D-19-1 雨水排水対策計画策定事業より 201 千円 (国費 176 千円) 及び D-21-1 地盤沈下に伴う雨水排水対策事業より 13,031 千円 (国費 11,402 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 57,736 千円 (国費 50,515 千円) に増額。

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災により住居等が全壊等の被害を受けた被災者 (応急仮設住宅入居者及び全壊又は半壊、大規模半壊 (半壊、大規模半壊は解体済みのもの。)) で、かつ加算支援金未受給者のみ。) 76 世帯のうち、災害公営住宅に入居を予定している世帯は、高齢者世帯で低所得者が多く、住宅再建の見通しがたたない状況である。この低額所得者の居住の安定を図る目的から家賃支援を受け家賃の低廉化を行う。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

香取市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 29 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	7	事業名	東日本大震災特別家賃低減事業	事業番号	D-6-1
交付団体	香取市	事業実施主体 (直接/間接)	香取市 (直接)		
総交付対象事業費		7,117 (千円)	全体事業費		11,702 (千円)
事業概要					
<p>東日本大震災に伴い建設した香取市災害公営住宅 (岩ヶ崎住宅) に入居した被災者が、速やかに生活を再建できるよう、低所得の入居者に対し、通常の家賃から更に減額し負担軽減を図る。</p> <p>【香取市災害公営住宅 (岩ヶ崎住宅) について】</p> <ul style="list-style-type: none">・建設地：香取市佐原字寺田ホ 1 2 2 9 番・敷地面積：4 0 7 9 . 9 0 m²・住宅構造：木造戸建て・建設戸数：1 6 戸<<全戸入居中>>・完成年月：平成 2 6 年 3 月・入居開始：平成 2 6 年 5 月 1 日					
当面の事業概要					
<p><平成 26 年度></p> <p>当初事業費 [申請額] : 1,695 千円</p> <p>事業実績値 : 1,633 千円</p> <p>平成 26 年度事業費に係る実績値との差額 : 62 千円</p> <p><平成 27 年度> (H27 年 4 月~H28 年 3 月)</p> <p>当初事業費 : 1,767 千円</p> <p>事業費 [申請額] : 1,705 千円 (H26 年度差額 62 千円を減じた額)</p> <p>事業実績値 : 1,767 千円 (当初事業費との差額無し)</p> <p><平成 28 年度> (H28 年 4 月~H29 年 3 月) 見込</p> <p>当初事業費 : 1,748 千円</p> <p>事業費 [申請額] : 1,748 千円</p> <p>事業実績値 (見込) : 1,866 千円 (当初事業費との差額 118 千円)</p> <p><平成 29 年度> (H29 年 4 月~H30 年 3 月) 見込</p> <p>当初事業費 : 1,851 千円</p> <p>事業費 [申請額] : 1,851 千円</p> <p><平成 30 年度> 事業費 : 1,834 千円</p> <p><平成 31 年度> 事業費 : 1,376 千円</p> <p><平成 32 年度> 事業費 : 1,376 千円</p> <p>合計 11,702 千円</p>					

(事業間流用による経費の変更) (平成 29 年 1 月 19 日)

災害公営住宅入居者の所得の減少による所得段階の変更に伴い、平成 28 年度事業費が増額となったため、D-4-1 災害公営住宅事業より 118 千円 (国費 88 千円) を流用。また、復興交付金執行残を平成 29 年度事業費に充当するため、D-4-1 災害公営住宅事業より 1,851 千円 (国費 1,388 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 7,117 千円 (国費 5,336 千円) に増額。

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災により住居等が全壊等の被害を受けた被災者 (応急仮設住宅入居者及び全壊又は半壊、大規模半壊 (半壊、大規模半壊は解体済みのもの。)) で、かつ加算支援金未受給者のみ。) 76 世帯のうち、災害公営住宅に入居を予定している世帯は、高齢者世帯で低所得者が多く、住宅再建の見通しがたたない状況である。この低額所得者の居住の安定を図る目的から更なる家賃の減額を実施するものである。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

香取市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 29 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	8	事業名	地盤沈下に伴う雨水排水対策事業	事業番号	D-21-1
交付団体	香取市		事業実施主体 (直接/間接)	香取市 (直接)	
総交付対象事業費	743,459 (千円)		全体事業費	728,256 (千円)	

事業概要

1 事業の端緒と目的

千葉県香取市は、東日本大震災で地盤の液状化と沈下による著しい被害を受けた。とくに佐原処理区内の北部第 6 排水区では、地域全体に液状化と著しい地盤沈下が発生し、元の地盤高から 20cm、最大で 40 cm 程度沈下している。その結果、北部第 6 排水区内の雨水排水が困難となり、10mm/h を超える降雨で浸水被害が発生するようになった。

※ 北部第 6 排水区概要

北部第 6 排水区 (25ha、人口約 3,100 人、約 1,300 世帯・H26.4/1 現在) は、JR 佐原駅北側 (国道 356 号) から利根川までの間に位置する著しい液状化の区域内である。区域内の雨水は雨水幹線管渠 (BOX カバート) を通じ、十間川へ排水、小野川へと流下し、利根川へ排水する仕組みである。

また、震災前の雨水排水対応能力は、5 年確率降雨強度 53.1mm/h であった。

この対策として、「地盤沈下に伴う雨水排水対策計画策定事業」(復興交付金事業)による建設工事を実施設計に基づき行うものである。

建設箇所は市街地液状化対策事業の工事箇所と近接しており、その工事の通過を待って仮設ヤードを構築し、施工を行うこととしているが、市街地液状化対策工事において河床部に障害物があり、その撤去等に 2 ヶ月程度日数を要したため、雨水排水対策事業の工期にも延長が生じている。

また、工事にあたり、施工機械の振動により、周辺家屋に影響があることが想定されることから、工事完了後速やかに家屋の事後調査を行う必要があるため、事業期間を延長するものである。

2 建設工事の内容

① 建築

・上屋

② 土木

・調整池、水路等

③ 機械・電気

・ゲート付ポンプ

・電源盤、自家発電装置

④ 地盤改良

⑤ 電柱移設

建設工事	総額 716,459 千円
① 建築	12,552 千円
② 土木	45,800 千円
③ 機械・電気	272,246 千円
④ 地盤改良	384,861 千円
⑤ 電柱移設	1,000 千円

当面の事業概要

- <初年度> 計画に基づく実施設計
<二年度目> 計画に基づく実施設計
<三年度目> 実施設計に基づく建設工事
<四年度目> 実施設計に基づく建設工事及び建物事後調査

(事業間流用による経費の変更) (平成 29 年 1 月 19 日)

事業実施の結果執行残が生じたことから、D-5-1 災害公営住宅家賃低廉化事業へ平成 29 年度事業費分として 15,203 千円(国費 11,402 千円)を流用。これにより、交付対象事業費は 728,256 千円(国費:546,192 千円)に減額。

東日本大震災の被害との関係

1 東日本大震災により発生した液状化による不同沈下

北部第 6 排水区では、東日本大震災で地域全体に液状化と著しい地盤沈下が発生し、元の地盤高から 20cm、最大で 40 cm 程度沈下した結果、震災前後で次のような状況となった。

(震災前後の比較 1)

- ①震災前：北部第 6 排水区は、平水位時における地盤高と水位の差は 1 m 程度であった
②震災後：平水位時における地盤高と水位の差は 60 cm 程度に減少した。

2 地盤沈下の結果として発生するようになった浸水被害

前述の地盤沈下のため、北部第 6 排水区の雨水幹線管渠は、排水勾配が減少し、晴天時においても管渠内に排水が恒常的に滞留し水没している状況となり、排水能力は著しく低下している。

また、強雨時には河川水位も高くなるが、前述の通り雨水幹線管渠は排水勾配がとれないため、北部第 6 排水区の雨水排水は、ゲート付ポンプによる強制排水のみに頼らざるを得ない。

しかし、本ポンプ(0.3 m³/s×2 基)では排水能力が不足していることから、北部第 6 排水区では、震災前後で次のような状況となった。

(震災前後の比較 2)

- ①震災前：降雨量 60mm/h であっても浸水被害が発生していない
②震災後：降雨量 10mm/h 程度で浸水被害が発生(5 年確率計画降雨強度の全国的一般値:50.0mm/h)

関連する災害復旧事業の概要

「北部第 6 排水区」に係る災害復旧事業の概要

▼下水道災害復旧工事(23 災第 66 号 3 工区)(23 災第 67 号 4 工区)

工事場所 北部第 6 排水区 香取市佐原口水郷町地内外

工 期 自 平成 24 年 3 月 13 日 至 平成 25 年 3 月 21 日

契約額 235,605,300円
工事概要 復旧延長：L=2537.6m
管渠工：L=2537.6m
部分管更生：N=3箇所
マンホール復旧工：N=36箇所

▼河川災害復旧工事（23 災河第 89 号その 2）及び護岸補修工事

工事場所 準用河川利根川水系十間川 香取市佐原口地先 外
工期 自 平成 25 年 5 月 1 日 至 平成 25 年 12 月 25 日
契約日 平成 25 年 4 月 30 日
契約額 238,350,000 円
工事概要 工事延長：L=1,068m、
かごマット護岸工：A=2,174 m²、
鋼矢板護岸工：N=207 枚

※上記事業の他、道路災害復旧工事及び水道事業災害復旧工事を実施し、完了している。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

災害公営住宅家賃低廉化事業・東日本大震災特別家賃低減事業 位置図



復興交付金事業等に要する費用の算出に係る基礎資料

(単位:千円)

復興交付金事業等の名称／目的及び内容		交付金の算出方法	
事業名	災害公営住宅 家賃低廉化事業	工事費 (A)	15,034
箇所名	香取市佐原字寺田木1229番地	控除額 (B)	
事業認可 告示年月日	平成年月日 平成年月日	交付対象事業費 (C)=(A)-(B)	15,034
事業施行期間	平成29年度	基本国費率	3/4
工事施行延長又は 面積		交付額 (D)	13,154
用地面積及び 物件戸数等	面積 ㎡ 件数 件	摘 要	
事業完了予定期日	平成30年3月	◆年度別事業費(平成28年度までは実績額)	
		平成26年度事業費	13,054
		平成27年度事業費	14,440
		平成28年度事業費(E)	15,208
		平成29年度事業費	15,034
		平成30年度事業費	14,853
		平成31年度事業費	14,853
		平成32年度事業費	14,853
		合計	102,295
		◆平成28年度事業費(E)に係る実績(見込)との差額	
		平成28年度事業費【当初】(H)	14,383
		平成28年度事業費【実績(見込)】(F)	15,208
		差額(G=H-F)	-825
経費の配分			
本工事費	15,034		
測量設計費			
用地費及補償費			
船舶及機械器具費			
工事費計 (A)	15,034	本工事費・計	15,034

復興交付金事業等に要する費用の算出に係る基礎資料

(単位:千円)

復興交付金事業等の名称／目的及び内容		交付金の算出方法	
事業名	東日本大震災特別家賃低減事業	工事費 (A)	1,851
箇所名	香取市佐原字寺田木1229番地	控除額 (B)	
事業認可告示年月日	平成年月日 平成年月日	交付対象事業費 (C)=(A)-(B)	1,851
事業施行期間	平成29年度	基本国費率	1/2
工事施行延長又は面積		交付額 (D)	1,388
用地面積及び物件戸数等	面積 ㎡ 件数 件	摘 要	
事業完了予定期日	平成30年3月	◆年度別事業費(平成28年度までは実績額)	
経 費 の 配 分		平成26年度事業費	1,633
		平成27年度事業費	1,767
		平成28年度事業費(E)	1,866
		平成29年度事業費	1,851
		平成30年度事業費	1,834
		平成31年度事業費	1,376
		平成32年度事業費	1,376
		合計	11,702
		◆平成28年度事業費(E)に係る実績(見込)との差額	
		平成28年度事業費【当初】(H)	1,748
		平成28年度事業費【実績(見込)】(F)	1,866
		差額(G=H-F)	-118
		船舶及機械器具費	
工事費計 (A)	1,851	本工事費・計	1,851

家賃低廉化・低減化事業算定の基礎数値

1. 入居者負担基準額

平成29年

所得段階	政令月収	家賃相当額				段階
		2DK	3DK	3DK	4DK	
101	～ 0円	6,600円	8,400円	9,500円	9,900円	① 特別低減家賃
102	1円～ 40,000円	11,200円	14,300円	16,100円	16,800円	②
103	40,001円～ 60,000円	15,800円	20,200円	22,700円	23,600円	③
104	60,001円～ 80,000円	20,300円	26,000円	29,300円	30,500円	④
1	80,001円～ 104,000円	21,500円	27,500円	31,000円	32,300円	第1段階
2	104,001円～ 123,000円	24,800円	31,800円	35,800円	37,300円	第2段階
3	123,001円～ 139,000円	28,400円	36,400円	41,000円	42,600円	第3段階
4	139,001円～ 158,000円	32,100円	41,000円	46,200円	48,100円	第4段階
5	158,001円～ 186,000円	36,600円	46,900円	52,800円	54,900円	第5段階
6	186,001円～ 214,000円	42,300円	54,100円	60,900円	63,400円	第6段階
7	214,001円～ 259,000円	49,500円	63,300円	71,300円	74,200円	第7段階
8	259,001円～	57,100円	73,000円	82,200円	85,600円	第8段階
近傍同種家賃		101,800円	123,900円	137,300円	131,100円	

平成28年

所得段階	政令月収	家賃相当額				段階
		2DK	3DK	3DK	4DK	
101	～ 0円	6,700円	8,500円	9,600円	10,000円	① 特別低減家賃
102	1円～ 40,000円	11,300円	14,400円	16,300円	16,900円	②
103	40,001円～ 60,000円	15,900円	20,300円	22,900円	23,900円	③
104	60,001円～ 80,000円	20,500円	26,200円	29,600円	30,800円	④
1	80,001円～ 104,000円	21,700円	27,800円	31,300円	32,600円	第1段階
2	104,001円～ 123,000円	25,100円	32,100円	36,100円	37,600円	第2段階
3	123,001円～ 139,000円	28,700円	36,700円	41,300円	43,000円	第3段階
4	139,001円～ 158,000円	32,300円	41,400円	46,600円	48,500円	第4段階
5	158,001円～ 186,000円	37,000円	47,300円	53,300円	55,400円	第5段階
6	186,001円～ 214,000円	42,700円	54,600円	61,500円	64,000円	第6段階
7	214,001円～ 259,000円	49,900円	63,900円	71,900円	74,900円	第7段階
8	259,001円～	57,600円	73,700円	83,000円	86,400円	第8段階
近傍同種家賃		102,900円	125,300円	138,900円	132,500円	

2. 入居者負担基準額の算定根拠

間取り	収入分位	入居者負担基準額	=	家賃算定基礎額	×	市町村立地係数	×	規模係数	×	H29	H28
										経過年数係数	経過年数係数
2DK 56.3㎡	104,000円以下	21,500円	=	34,400	×	0.75	×	0.8662	×	0.9652	0.9739
	104,001円～123,000円	24,800円	=	39,700							
	123,001円～139,000円	28,400円	=	45,400							
	139,001円～158,000円	32,100円	=	51,200							
	158,001円～186,000円	36,600円	=	58,500							
	186,001円～214,000円	42,300円	=	67,500							
	214,001円～259,000円	49,500円	=	79,000							
259,001円超	57,100円	=	91,100								
3DK 72.0㎡	104,000円以下	27,500円	=	34,400	×	0.75	×	1.1077	×	0.9652	0.9739
	104,001円～123,000円	31,800円	=	39,700							
	123,001円～139,000円	36,400円	=	45,400							
	139,001円～158,000円	41,000円	=	51,200							
	158,001円～186,000円	46,900円	=	58,500							
	186,001円～214,000円	54,100円	=	67,500							
	214,001円～259,000円	63,300円	=	79,000							
259,001円超	73,000円	=	91,100								
3DK 81.1㎡	104,000円以下	31,000円	=	34,400	×	0.75	×	1.2477	×	0.9652	0.9739
	104,001円～123,000円	35,800円	=	39,700							
	123,001円～139,000円	41,000円	=	45,400							
	139,001円～158,000円	46,200円	=	51,200							
	158,001円～186,000円	52,800円	=	58,500							
	186,001円～214,000円	60,900円	=	67,500							
	214,001円～259,000円	71,300円	=	79,000							
259,001円超	82,200円	=	91,100								
4DK 84.4㎡	104,000円以下	32,300円	=	34,400	×	0.75	×	1.2985	×	0.9652	0.9739
	104,001円～123,000円	37,300円	=	39,700							
	123,001円～139,000円	42,600円	=	45,400							
	139,001円～158,000円	48,100円	=	51,200							
	158,001円～186,000円	54,900円	=	58,500							
	186,001円～214,000円	63,400円	=	67,500							
	214,001円～259,000円	74,200円	=	79,000							
259,001円超	85,600円	=	91,100								

※補助金算定の際には、利便性係数は含めない

3. 家賃減額基礎額 ※特別低減家賃の算出根拠

入居者の政令月収	家賃減額基準額	通常の家賃算定基礎額
～ 0円	10,600円	政令月収0～104,000円 34,400円
1円～ 40,000円	17,900円	
40,001円～ 60,000円	25,200円	
60,001円～ 80,000円	32,500円	

(A)近傍同種家賃の算定方法 (平成28年度) 《2DK》A(7戸)

市町村名	千葉県香取市
住宅の構造	木造
一戸あたり床面積(1DK)	56.3 m ²
容積率	36.33%
竣工年度	平成25年度
近傍同種の住宅の建設費(全体工事費)	85,960,000 円
近傍同種の住宅の土地の固定資産税評価額相当額	18,960 円/m ²
規則第23条の規定に基づき国土交通大臣が定める率	1.05

← A 394.17 m² / B 1084.95 m² ※A=(延床面積) - (バルコニーの面積の2/3)、B=(全体敷地面積) - (共同施設の面積)
 (56.31m² × 7戸)
 ← 総工事費 - 共同施設の工事費

$$\text{近傍同種家賃} = \{ (\text{基礎価格}) \times (\text{利回り}) + (\text{償却額}) + (\text{修繕費}) + (\text{管理事務費}) + (\text{損害保険}) + (\text{公課}) + (\text{空家等引当金}) \} / 12$$

2DK 102,900 = { (15,055,112) × (3.0%) + (368,335) + (283,618) + (39,964) + (615) + (66,978) + (24,223) } / 12

(a)基礎価格の算定方法

$$\text{基礎価格} = (\text{複成価格(建物)}) + (\text{敷地の時価(土地)})$$

15,055,112 = (12,118,208) + (2,936,904)

① 複成価格(建物) = (推定再建築費) - (推定再建築費 × 0.9(係数) / 耐用年数) × 経過年数

12,118,208 = (12,891,710) - (12,891,710 × 0.9 / 30年) × 2年

$$\text{推定再建築費} = \text{建設に要した費用} \times \text{規則第23条の率}$$

12,891,710 円 = 12,277,819 円 × 1.05

※H28年度の率

② 敷地の時価(土地) = (土地の評価額) × (戸当たり敷地面積) ※戸当たり敷地面積 = 1戸あたり床面積 / 容積率

2,936,904 = (18,960) × (154.9 m²) 154.9 m² = 56.3 m² / 36.33%

$$\text{建設に要した費用} = \text{近傍同種の住宅の建設費} / \text{一戸あたり床面積} \times \text{容積率}$$

12,277,819 円 = 85,960,000 円 / 394.17 m² × 56.3 m²

(b)償却額の算定方法

$$\text{償却額} = (\text{建設に要した費用} - \text{残存価格}) / \text{耐用年数}$$

368,335 = (12,277,819 - 1,227,782) / 30

$$\text{残存価格} = \text{建設に要した費用} \times 0.1(\text{係数})$$

1,227,782 円 = 12,277,819 円 × 0.1

※木造構造の係数

(c)修繕費の算定方法

$$\text{修繕費} = (\text{推定再建築費}) \times (\text{修繕費率})$$

283,618 = (12,891,710 円) × (0.022)

※木造構造の率

(d)管理事務費の算定方法

$$\text{管理事務費} = (\text{推定再建築費}) \times (\text{管理事務费率})$$

39,964 = (12,891,710 円) × (0.0031) ※木造の率

(e)損害保険料の算定方法

$$\text{損害保険料} = (\text{共済委託契約額}) \times (\text{掛け金率})$$

615 = (10,246,600 円) × (0.006%)

$$\text{共済委託契約額} = \text{H28構造別標準単価} \times \text{一戸あたり床面積}$$

10,246,600 円 = 182,000 円 × 56.3

※木造構造の単価

注意:通常は0.011%だが、東日本大震災による災害公営住宅の特例で0.006%になっている。

(f)公課の算定方法

$$\text{公課(合計)} = (\text{公課(建物分)}) + (\text{公課(土地分)})$$

66,978 = (58,167) + (8,811)

① 公課(建物分) = (複成価格) × (係数 ※1) × (固定資産税率 + 都市計画税率) × 新築住宅軽減 ※1 H8.12.2建設省住総発第174号「近傍同種の家賃の算定に係る「公課」の取扱いについて」

58,167 = (12,118,208) × (0.6) × (1.4% + 0.2%) × 1/2

② 公課(土地分) = (土地の時価) × (固定資産税率 + 都市計画税率)

8,811 = (2,936,904) × (1/6 × 1.4% + 1/3 × 0.2%)

(g)空家引当率の算定方法

$$\text{空家引当率} = \{ (\text{基礎価格}) \times (\text{利回り}) + (\text{償却額}) + (\text{修繕費}) + (\text{管理事務費}) + (\text{損害保険料}) + (\text{公課}) \} \times 2/100$$

24,223 = { (15,055,112) × (3.0%) + (368,335) + (283,618) + (39,964) + (615) + (66,978) } × 2/100

(A)近傍同種家賃の算定方法 (平成29年度) 《2DK》A(7戸)

市町村名	千葉県香取市
住宅の構造	木造
一戸あたり床面積(1DK)	56.3 m ²
容積率	36.33%
竣工年度	平成25年度
近傍同種の住宅の建設費(全体工事費)	85,960,000 円
近傍同種の住宅の土地の固定資産税評価額相当額	18,960 円/m ²
規則第23条の規定に基づき国土交通大臣が定める率	1.05

← A 394.17 m² / B 1084.95 m² ※A=(延床面積) - (バルコニーの面積の2/3)、B=(全体敷地面積) - (共同施設の面積)
 (56.31m² × 7戸)
 ← 総工事費 - 共同施設の工事費

$$\text{近傍同種家賃} = \{ (\text{基礎価格}) \times (\text{利回り}) + (\text{償却額}) + (\text{修繕費}) + (\text{管理事務費}) + (\text{損害保険}) + (\text{公課}) + (\text{空家等引当金}) \} / 12$$

$$\text{2DK} \quad \text{101,800} = \{ (14,668,360) \times (3.0\%) + (368,335) + (283,618) + (39,964) + (649) + (65,122) + (23,955) \} / 12$$

(a)基礎価格の算定方法

$$\text{基礎価格} = (\text{複成価格(建物)}) + (\text{敷地の時価(土地)})$$

$$\text{14,668,360} = (11,731,456) + (2,936,904)$$

$$\text{① 複成価格(建物)} = (\text{推定再建築費}) - (\text{推定再建築費} \times 0.9(\text{係数}) / \text{耐用年数}) \times \text{経過年数}$$

$$11,731,456 = (12,891,710) - (12,891,710 \times 0.9 / 30 \text{年}) \times 3 \text{年}$$

$$\text{推定再建築費} = \text{建設に要した費用} \times \text{規則第23条の率}$$

$$\text{12,891,710 円} = 12,277,819 \text{ 円} \times 1.05$$

※H29年度の率

$$\text{② 敷地の時価(土地)} = (\text{土地の評価額}) \times (\text{戸当たり敷地面積})$$

$$2,936,904 = (18,960) \times (154.9 \text{ m}^2)$$

$$\text{建設に要した費用} = \text{近傍同種の住宅の建設費} / \text{一戸あたり床面積} \times \text{容積率}$$

$$12,277,819 \text{ 円} = 85,960,000 \text{ 円} / 394.17 \text{ m}^2 \times 36.33\%$$

(b)償却額の算定方法

$$\text{償却額} = (\text{建設に要した費用} - \text{残存価格}) / \text{耐用年数}$$

$$\text{368,335} = (12,277,819 - 1,227,782) / 30$$

$$\text{残存価格} = \text{建設に要した費用} \times 0.1(\text{係数})$$

$$\text{1,227,782 円} = 12,277,819 \text{ 円} \times 0.1$$

※木造構造の係数

(c)修繕費の算定方法

$$\text{修繕費} = (\text{推定再建築費}) \times (\text{修繕費率})$$

$$\text{283,618} = (12,891,710 \text{ 円}) \times (0.022)$$

※木造構造の率

(d)管理事務費の算定方法

$$\text{管理事務費} = (\text{推定再建築費}) \times (\text{管理事務费率})$$

$$\text{39,964} = (12,891,710 \text{ 円}) \times (0.0031)$$

※木造の率

(e)損害保険料の算定方法

$$\text{損害保険料} = (\text{共済委託契約額}) \times (\text{掛け金率})$$

$$\text{649} = (10,809,600 \text{ 円}) \times (0.006\%)$$

$$\text{共済委託契約額} = \text{H29構造別標準単価} \times \text{一戸あたり床面積}$$

$$\text{10,809,600 円} = 192,000 \text{ 円} \times 56.3$$

※木造構造の単価

注意:通常は0.011%だが、東日本大震災による災害公営住宅の特例で0.006%になっている。

(f)公課の算定方法

$$\text{公課(合計)} = (\text{公課(建物分)}) + (\text{公課(土地分)})$$

$$\text{65,122} = (56,311) + (8,811)$$

$$\text{① 公課(建物分)} = (\text{複成価格}) \times (\text{係数} \times 1) \times (\text{固定資産税率} + \text{都市計画税率}) \times \text{新築住宅軽減}$$

$$56,311 = (11,731,456) \times (0.6) \times (1.4\% + 0.2\%) \times 1/2$$

※1 H8.12.2建設省住総発第174号「近傍同種の家賃の算定に係る「公課」の取扱いについて」

$$\text{② 公課(土地分)} = (\text{土地の時価}) \times (\text{固定資産税率} + \text{都市計画税率})$$

$$8,811 = (2,936,904) \times (1/6 \times 1.4\% + 1/3 \times 0.2\%)$$

(g)空家引当率の算定方法

$$\text{空家引当率} = \{ (\text{基礎価格}) \times (\text{利回り}) + (\text{償却額}) + (\text{修繕費}) + (\text{管理事務費}) + (\text{損害保険料}) + (\text{公課}) \}$$

$$\text{23,955} = \{ (14,668,360) \times (3.0\%) + (368,335) + (283,618) + (39,964) + (649) + (65,122) \} \times 2/100$$

(A)近傍同種家賃の算定方法 (平成28年度) 《3DK》B(4戸)

市町村名	千葉県香取市
住宅の構造	木造
一戸あたり床面積(1DK)	72.0 m ²
容積率	35.55%
竣工年度	平成25年度
近傍同種の住宅の建設費(全体工事費)	59,440,000 円
近傍同種の住宅の固定資産税評価額相当額	18,960 円/m ²
規則第23条の規定に基づき国土交通大臣が定める率	1.05

← A 288.16 m² / B 810.54 m² ※A=(延床面積) - (バルコニーの面積の2/3)、B=(全体敷地面積) - (共同施設の面積)
(72.04m² × 4戸)

← 総工事費 - 共同施設の工事費

$$\text{近傍同種家賃} = \{ (\text{基礎価格}) \times (\text{利回り}) + (\text{償却額}) + (\text{修繕費}) + (\text{管理事務費}) + (\text{損害保険}) + (\text{公課}) + (\text{空家等引当金}) \} / 12$$

$$\text{3DK} \quad \text{125,300} = \{ (18,498,076) \times (3.0\%) + (445,552) + (343,075) + (48,342) + (786) + (82,170) + (29,497) \} / 12$$

(a)基礎価格の算定方法

$$\text{基礎価格} = (\text{複成価格(建物)}) + (\text{敷地の時価(土地)})$$

$$\text{18,498,076} = (14,658,676) + (3,839,400)$$

$$\text{① 複成価格(建物)} = (\text{推定再建築費}) - (\text{推定再建築費} \times 0.9(\text{係数}) / \text{耐用年数}) \times \text{経過年数}$$

$$14,658,676 = (15,594,336) - (15,594,336 \times 0.9 / 30 \text{年}) \times 2 \text{年}$$

$$\text{推定再建築費} = \text{建設に要した費用} \times \text{規則第23条の率}$$

$$\text{15,594,336 円} = 14,851,749 \text{ 円} \times 1.05$$

※H28年度の率

$$\text{② 敷地の時価(土地)} = (\text{土地の評価額}) \times (\text{戸当たり敷地面積})$$

$$3,839,400 = (18,960) \times (202.5 \text{ m}^2)$$

$$\text{建設に要した費用} = \text{近傍同種住宅の建設費} / \text{戸あたり床面積} \times \text{容積率}$$

$$14,851,749 \text{ 円} = 59,440,000 \text{ 円} / 288.16 \text{ m}^2 \times 35.55\%$$

(b)償却額の算定方法

$$\text{償却額} = (\text{建設に要した費用} - \text{残存価格}) / \text{耐用年数}$$

$$\text{445,552} = (14,851,749 - 1,485,175) / 30$$

$$\text{残存価格} = \text{建設に要した費用} \times 0.1(\text{係数})$$

$$\text{1,485,175 円} = 14,851,749 \text{ 円} \times 0.1$$

※木造構造の係数

(c)修繕費の算定方法

$$\text{修繕費} = (\text{推定再建築費}) \times (\text{修繕費率})$$

$$\text{343,075} = (15,594,336 \text{ 円}) \times (0.022)$$

※木造構造の率

(d)管理事務費の算定方法

$$\text{管理事務費} = (\text{推定再建築費}) \times (\text{修繕費率})$$

$$\text{48,342} = (15,594,336 \text{ 円}) \times (0.0031)$$

※木造構造の率

(e)損害保険料の算定方法

$$\text{損害保険料} = (\text{共済委託契約額}) \times (\text{掛け金率})$$

$$\text{786} = (13,104,000 \text{ 円}) \times (0.006\%)$$

注意:通常は0.011%だが、災害公営住宅の特例で0.006%になっている。

$$\text{共済委託契約額} = \text{H28構造別標準単価} \times \text{一戸あたり床面積}$$

$$\text{13,104,000 円} = 182,000 \text{ 円} \times 72.0$$

※木造構造の単価

(f)公課の算定方法

$$\text{公課(合計)} = (\text{公課(建物分)}) + (\text{公課(土地分)})$$

$$\text{82,170} = (70,362) + (11,808)$$

$$\text{① 公課(建物分)} = (\text{複成価格}) \times (\text{係数} \times 1) \times (\text{固定資産税率} + \text{都市計画税率}) \times \text{新築住宅軽減}$$

$$70,362 = (14,658,676) \times (0.6) \times (1.4\% + 0.2\%) \times 1/2$$

※1 H8.12.2建設省住総発第174号「近傍同種の家賃の算定に係る「公課」の取扱いについて」

$$\text{② 公課(土地分)} = (\text{土地の時価(200m}^2\text{まで)}) \times (\text{固定資産税率} + \text{都市計画税率}) = (\text{小規模住宅用地分})$$

$$11,808 = (3,840,000) \times (1/6 \times 1.4\% + 1/3 \times 0.2\%) = (11,520)$$

$$+ (\text{土地の時価(200m}^2\text{以上)}) \times (\text{固定資産税率} + \text{都市計画税率}) = (\text{一般住宅用地分})$$

$$(48,000) \times (1/3 \times 1.4\% + 2/3 \times 0.2\%) = (288)$$

(g)空家引当率の算定方法

$$\text{空家引当率} = \{ (\text{基礎価格}) \times (\text{利回り}) + (\text{償却額}) + (\text{修繕費}) + (\text{管理事務費}) + (\text{損害保険料}) + (\text{公課}) \}$$

$$\text{29,497} = \{ (18,498,076) \times (3.0\%) + (445,552) + (343,075) + (48,342) + (786) + (82,170) \} \times 2/100$$

(A)近傍同種家賃の算定方法 (平成29年度) 《3DK》B(4戸)

市町村名	千葉県香取市
住宅の構造	木造
一戸あたり床面積(1DK)	72.0 m ²
容積率	35.55%
竣工年度	平成25年度
近傍同種の住宅の建設費(全体工事費)	59,440,000 円
近傍同種の住宅の固定資産税評価額相当額	18,960 円/m ²
規則第23条の規定に基づき国土交通大臣が定める率	1.05

← A 288.16 m² / B 810.54 m² ※A=(延床面積) - (バルコニーの面積の2/3)、B=(全体敷地面積) - (共同施設の面積)
 (72.04m² × 4戸)

← 総工事費 - 共同施設の工事費

$$\text{近傍同種家賃} = \{ (\text{基礎価格}) \times (\text{利回り}) + (\text{償却額}) + (\text{修繕費}) + (\text{管理事務費}) + (\text{損害保険}) + (\text{公課}) + (\text{空家等引当金}) \} \div 12$$

$$\text{3DK} \quad \text{123,900} = \{ (18,030,246) \times (3.0\%) + (445,552) + (343,075) + (48,342) + (829) + (79,924) + (29,173) \} \div 12$$

(a)基礎価格の算定方法

$$\text{基礎価格} = (\text{複成価格(建物)}) + (\text{敷地の時価(土地)})$$

$$\text{18,030,246} = (14,190,846) + (3,839,400)$$

$$\text{① 複成価格(建物)} = (\text{推定再建築費}) - (\text{推定再建築費} \times 0.9(\text{係数}) \div \text{耐用年数}) \times \text{経過年数}$$

$$14,190,846 = (15,594,336) - (15,594,336 \times 0.9 \div 30 \text{年}) \times 3 \text{年}$$

$$\text{推定再建築費} = \text{建設に要した費用} \times \text{規則第23条の率}$$

$$\text{15,594,336 円} = 14,851,749 \text{ 円} \times 1.05$$

※H29年度の率

$$\text{② 敷地の時価(土地)} = (\text{土地の評価額}) \times (\text{戸当たり敷地面積})$$

$$3,839,400 = (18,960) \times (202.5 \text{ m}^2)$$

$$\text{建設に要した費用} = \text{建設費} \div \text{戸当たり床面積} \times \text{容積率}$$

$$14,851,749 \text{ 円} = 59,440,000 \text{ 円} \div 288.16 \text{ m}^2 \times 35.55\%$$

(b)償却額の算定方法

$$\text{償却額} = (\text{建設に要した費用} - \text{残存価格}) \div \text{耐用年数}$$

$$\text{445,552} = (14,851,749 - 1,485,175) \div 30$$

$$\text{残存価格} = \text{建設に要した費用} \times 0.1(\text{係数})$$

$$\text{1,485,175 円} = 14,851,749 \text{ 円} \times 0.1$$

※木造構造の係数

(c)修繕費の算定方法

$$\text{修繕費} = (\text{推定再建築費}) \times (\text{修繕費率})$$

$$\text{343,075} = (15,594,336 \text{ 円}) \times (0.022)$$

※木造構造の率

(d)管理事務費の算定方法

$$\text{管理事務費} = (\text{推定再建築費}) \times (\text{修繕費率})$$

$$\text{48,342} = (15,594,336 \text{ 円}) \times (0.0031)$$

※木造構造の率

(e)損害保険料の算定方法

$$\text{損害保険料} = (\text{共済委託契約額}) \times (\text{掛け金率})$$

$$\text{829} = (13,824,000 \text{ 円}) \times (0.006\%)$$

$$\text{共済委託契約額} = \text{H29構造別標準単価} \times \text{一戸あたり床面積}$$

$$\text{13,824,000 円} = 192,000 \text{ 円} \times 72.0$$

※木造構造の単価

注意:通常は0.011%だが、災害公営住宅の特例で0.006%になっている。

(f)公課の算定方法

$$\text{公課(合計)} = (\text{公課(建物分)}) + (\text{公課(土地分)})$$

$$\text{79,924} = (68,116) + (11,808)$$

$$\text{① 公課(建物分)} = (\text{複成価格}) \times (\text{係数} \times 1) \times (\text{固定資産税率} + \text{都市計画税率}) \times \text{新築住宅軽減}$$

$$68,116 = (14,190,846) \times (0.6) \times (1.4\% + 0.2\%) \times 1/2$$

※1 H8.12.2建設省住総発第174号「近傍同種の家賃の算定に係る「公課」の取扱いについて」

$$\text{② 公課(土地分)} = (\text{土地の時価(200m}^2\text{まで)}) \times (\text{固定資産税率} + \text{都市計画税率}) = (\text{小規模住宅用地分})$$

$$11,808 = (3,840,000) \times (1/6 \times 1.4\% + 1/3 \times 0.2\%) = (11,520)$$

$$+ (\text{土地の時価(200m}^2\text{以上)}) \times (\text{固定資産税率} + \text{都市計画税率}) = (\text{一般住宅用地分})$$

$$(48,000) \times (1/3 \times 1.4\% + 2/3 \times 0.2\%) = (288)$$

(g)空家引当率の算定方法

$$\text{空家引当率} = \{ (\text{基礎価格}) \times (\text{利回り}) + (\text{償却額}) + (\text{修繕費}) + (\text{管理事務費}) + (\text{損害保険料}) + (\text{公課}) \} \times 2/100$$

$$\text{29,173} = \{ (18,030,246) \times (3.0\%) + (445,552) + (343,075) + (48,342) + (829) + (79,924) \} \times 2/100$$

(A)近傍同種家賃の算定方法 (平成28年度) 《3DK》C(3戸)

市町村名	千葉県香取市
住宅の構造	木造
一戸あたり床面積(1DK)	81.1 m ²
容積率	39.60%
竣工年度	平成25年度
近傍同種の住宅の建設費(全体工事費)	49,815,000 円
近傍同種の住宅の固定資産税評価額相当額	18,960 円/m ²
規則第23条の規定に基づき国土交通大臣が定める率	1.05

← A 243.45 m² / B 614.77 m² ※A=(延床面積) - (バルコニーの面積の2/3)、B=(全体敷地面積) - (共同施設の面積)
 (81.15m² × 3戸)
 ← 総工事費 - 共同施設の工事費

$$\text{近傍同種家賃} = \{ (\text{基礎価格}) \times (\text{利回り}) + (\text{償却額}) + (\text{修繕費}) + (\text{管理事務費}) + (\text{損害保険}) + (\text{公課}) + (\text{空家等引当金}) \} \div 12$$

$$\text{3DK } \boxed{138,900} = \{ (20,260,149) \times (3.0\%) + (497,843) + (383,339) + (54,016) + (886) + (90,680) + (32,691) \} \div 12$$

(a)基礎価格の算定方法

$$\text{基礎価格} = (\text{複成価格(建物)}) + (\text{敷地の時価(土地)})$$

$$\boxed{20,260,149} = (16,379,037) + (3,881,112)$$

① 複成価格(建物) = (推定再建築費) - (推定再建築費 × 0.9(係数) / 耐用年数) × 経過年数

$$16,379,037 = (17,424,507) - (17,424,507 \times 0.9 / 30 \text{年}) \times 2 \text{年}$$

$$\boxed{17,424,507 \text{円}} = \text{建設に要した費用} \times \text{規則第23条の率}$$

$$= 16,594,769 \text{円} \times 1.05$$

※H28年度の率

② 敷地の時価(土地) = (土地の評価額) × (戸当たり敷地面積) ※戸当たり敷地面積 = 1戸あたり床面積 / 容積率

$$3,881,112 = (18,960) \times (204.7 \text{ m}^2)$$

$$\boxed{204.7 \text{ m}^2} = 81.1 \text{ m}^2 / 39.60\%$$

$$\text{建設に要した費用} = 49,815,000 \text{円} / 243.45 \text{ m}^2 \times 81.1 \text{ m}^2$$

$$16,594,769 \text{円} = 49,815,000 \text{円} / 243.45 \text{ m}^2 \times 81.1 \text{ m}^2$$

(b)償却額の算定方法

$$\text{償却額} = (\text{建設に要した費用} - \text{残存価格}) / \text{耐用年数}$$

$$\boxed{497,843} = (16,594,769 - 1,659,477) / 30$$

$$\boxed{1,659,477 \text{円}} = \text{建設に要した費用} \times 0.1(\text{係数})$$

$$= 16,594,769 \text{円} \times 0.1$$

※木造構造の係数

(c)修繕費の算定方法

$$\text{修繕費} = (\text{推定再建築費}) \times (\text{修繕費率})$$

$$\boxed{383,339} = (17,424,507 \text{円}) \times (0.022)$$

※木造構造の率

(d)管理事務費の算定方法

$$\text{管理事務費} = (\text{推定再建築費}) \times (\text{管理事務费率})$$

$$\boxed{54,016} = (17,424,507 \text{円}) \times (0.0031)$$

※木造構造の率

(e)損害保険料の算定方法

$$\text{損害保険料} = (\text{共済委託契約額}) \times (\text{掛け金率})$$

$$\boxed{886} = (14,760,200 \text{円}) \times (0.006\%)$$

注意:通常は0.011%だが、災害公営住宅の特例で0.006%になっている。

$$\boxed{14,760,200 \text{円}} = \text{H28構造別標準単価} \times \text{一戸あたり床面積}$$

$$= 182,000 \text{円} \times 81.1$$

※木造構造の単価

(f)公課の算定方法

$$\text{公課(合計)} = (\text{公課(建物分)}) + (\text{公課(土地分)})$$

$$\boxed{90,680} = (78,619) + (12,061)$$

① 公課(建物分) = (複成価格) × (係数 ※1) × (固定資産税率 + 都市計画税率) × 新築住宅軽減 ※1 H8.12.2建設省住総発第174号「近傍同種の家賃の算定に係る「公課」の取扱いについて」

$$78,619 = (16,379,037) \times (0.6) \times (1.4\% + 0.2\%) \times 1/2$$

② 公課(土地分) = (土地の時価(200m²まで)) × (固定資産税率 + 都市計画税率) = (小規模住宅用地分)

$$12,061 = (3,840,000) \times (1/6 \times 1.4\% + 1/3 \times 0.2\%) = (11,520)$$

= (土地の時価(200m²以上)) × (固定資産税率 + 都市計画税率) = (一般住宅用地分)

$$= (90,240) \times (1/3 \times 1.4\% + 2/3 \times 0.2\%) = (541)$$

(g)空家引当率の算定方法

$$\text{空家引当率} = \{ (\text{基礎価格}) \times (\text{利回り}) + (\text{償却額}) + (\text{修繕費}) + (\text{管理事務費}) + (\text{損害保険料}) + (\text{公課}) \}$$

$$\boxed{32,691} = \{ (20,260,149) \times (3.0\%) + (497,843) + (383,339) + (54,016) + (886) + (90,680) \} \times 2/100$$

(A)近傍同種家賃の算定方法 (平成29年度) 《3DK》C(3戸)

市町村名	千葉県香取市
住宅の構造	木造
一戸あたり床面積(1DK)	81.1 m ²
容積率	39.60%
竣工年度	平成25年度
近傍同種の住宅の建設費(全体工事費)	49,815,000 円
近傍同種の住宅の固定資産税評価額相当額	18,960 円/m ²
規則第23条の規定に基づき国土交通大臣が定める率	1.05

← A 243.45 m² / B 614.77 m² ※A=(延床面積) - (バルコニーの面積の2/3)、B=(全体敷地面積) - (共同施設の面積)
 (81.15m² × 3戸)
 ← 総工事費 - 共同施設の工事費

$$\text{近傍同種家賃} = \{ (\text{基礎価格}) \times (\text{利回り}) + (\text{償却額}) + (\text{修繕費}) + (\text{管理事務費}) + (\text{損害保険}) + (\text{公課}) + (\text{空家等引当金}) \} \div 12$$

$$\text{3DK } \boxed{137,300} = \{ (19,737,414) \times (3.0\%) + (497,843) + (383,339) + (54,016) + (934) + (88,171) + (32,329) \} \div 12$$

(a)基礎価格の算定方法

$$\text{基礎価格} = (\text{複成価格(建物)}) + (\text{敷地の時価(土地)})$$

$$\boxed{19,737,414} = (15,856,302) + (3,881,112)$$

$$\text{① 複成価格(建物)} = (\text{推定再建築費}) - (\text{推定再建築費} \times 0.9(\text{係数}) \div \text{耐用年数}) \times \text{経過年数}$$

$$15,856,302 = (17,424,507) - (17,424,507 \times 0.9 \div 30 \text{年}) \times 3 \text{年}$$

$$\boxed{\text{推定再建築費}} = \text{建設に要した費用} \times \text{規則第23条の率}$$

$$\boxed{17,424,507 \text{円}} = 16,594,769 \text{円} \times 1.05$$

※H29年度の率

$$\text{② 敷地の時価(土地)} = (\text{土地の評価額}) \times (\text{戸当たり敷地面積})$$

$$3,881,112 = (18,960) \times (204.7 \text{ m}^2)$$

$$\text{建設に要した費用} = \text{近傍同種の住宅の建設費} \div \text{一戸あたり床面積} \times \text{容積率}$$

$$16,594,769 \text{円} = 49,815,000 \text{円} \div 243.45 \text{ m}^2 \times 39.60\%$$

(b)償却額の算定方法

$$\text{償却額} = (\text{建設に要した費用} - \text{残存価格}) \div \text{耐用年数}$$

$$\boxed{497,843} = (16,594,769 - 1,659,477) \div 30$$

$$\boxed{\text{残存価格}} = \text{建設に要した費用} \times 0.1(\text{係数})$$

$$\boxed{1,659,477 \text{円}} = 16,594,769 \text{円} \times 0.1$$

※木造構造の係数

(c)修繕費の算定方法

$$\text{修繕費} = (\text{推定再建築費}) \times (\text{修繕費率})$$

$$\boxed{383,339} = (17,424,507 \text{円}) \times (0.022)$$

※木造構造の率

(d)管理事務費の算定方法

$$\text{管理事務費} = (\text{推定再建築費}) \times (\text{管理事務费率})$$

$$\boxed{54,016} = (17,424,507 \text{円}) \times (0.0031)$$

※木造構造の率

(e)損害保険料の算定方法

$$\text{損害保険料} = (\text{共済委託契約額}) \times (\text{掛け金率})$$

$$\boxed{934} = (15,571,200 \text{円}) \times (0.006\%)$$

注意:通常は0.011%だが、災害公営住宅の特例で0.006%になっている。

$$\boxed{\text{共済委託契約額}} = \text{H29構造別標準単価} \times \text{一戸あたり床面積}$$

$$\boxed{15,571,200 \text{円}} = 192,000 \text{円} \times 81.1$$

※木造構造の単価

(f)公課の算定方法

$$\text{公課(合計)} = (\text{公課(建物分)}) + (\text{公課(土地分)})$$

$$\boxed{88,171} = (76,110) + (12,061)$$

$$\text{① 公課(建物分)} = (\text{複成価格}) \times (\text{係数} \times 1) \times (\text{固定資産税率} + \text{都市計画税率}) \times \text{新築住宅軽減}$$

$$76,110 = (15,856,302) \times (0.6) \times (1.4\% + 0.2\%) \times 1/2$$

※1 H8.12.2建設省住総発第174号「近傍同種の家賃の算定に係る「公課」の取扱いについて」

$$\text{② 公課(土地分)} = (\text{土地の時価(200m²まで)}) \times (\text{固定資産税率} + \text{都市計画税率}) = (\text{小規模住宅用地分})$$

$$12,061 = (3,840,000) \times (1/6 \times 1.4\% + 1/3 \times 0.2\%) = (11,520)$$

$$= (\text{土地の時価(200m²以上)}) \times (\text{固定資産税率} + \text{都市計画税率}) = (\text{一般住宅用地分})$$

$$= (90,240) \times (1/3 \times 1.4\% + 2/3 \times 0.2\%) = (541)$$

(g)空家引当率の算定方法

$$\text{空家引当率} = \{ (\text{基礎価格}) \times (\text{利回り}) + (\text{償却額}) + (\text{修繕費}) + (\text{管理事務費}) + (\text{損害保険料}) + (\text{公課}) \}$$

$$\boxed{32,329} = \{ (19,737,414) \times (3.0\%) + (497,843) + (383,339) + (54,016) + (934) + (88,171) \} \times 2/100$$

(A)近傍同種家賃の算定方法 (平成28年度) 《4DK》D(2戸)

市町村名	千葉県香取市
住宅の構造	木造
一戸あたり床面積(1DK)	84.4 m ²
容積率	39.40%
竣工年度	平成25年度
近傍同種の住宅の建設費(全体工事費)	31,410,000 円
近傍同種の住宅の固定資産税評価額相当額	18,960 円/m ²
規則第23条の規定に基づき国土交通大臣が定める率	1.05

← A 168.90 m² / B 428.62 m² ※A=(延床面積) - (バルコニーの面積の2/3)、B=(全体敷地面積) - (共同施設の面積)
 (84.45m² × 2戸)
 ← 総工事費 - 共同施設の工事費

$$\text{近傍同種家賃} = \{ (\text{基礎価格 (a)}) \times (\text{利回り}) + (\text{償却額 (b)}) + (\text{修繕費 (c)}) + (\text{管理事務費 (d)}) + (\text{損害保険 (e)}) + (\text{公課 (f)}) + (\text{空家等引当金 (g)}) \} \div 12$$

$$\text{4DK} \quad \text{132,500} = \{ (19,552,889) \times (3.0\%) + (470,871) + (362,571) + (51,090) + (922) + (87,515) + (31,191) \} \div 12$$

(a)基礎価格の算定方法

$$\text{基礎価格} = (\text{複成価格(建物) ①}) + (\text{敷地の時価(土地) ②})$$

$$\text{19,552,889} = (15,491,657) + (4,061,232)$$

$$\text{① 複成価格(建物)} = (\text{推定再建築費}) - (\text{推定再建築費} \times 0.9(\text{係数}) \div \text{耐用年数}) \times \text{経過年数}$$

$$15,491,657 = (16,480,487) - (16,480,487 \times 0.9 \div 30 \text{年}) \times 2 \text{年}$$

$$\text{推定再建築費} = \text{建設に要した費用} \times \text{規則第23条の率}$$

$$\text{16,480,487 円} = 15,695,702 \text{ 円} \times 1.05$$

※H28年度の率

$$\text{② 敷地の時価(土地)} = (\text{土地の評価額}) \times (\text{戸当たり敷地面積})$$

$$4,061,232 = (18,960) \times (214.2 \text{ m}^2)$$

$$\text{建設に要した費用} = \text{近傍同種の住宅の建設費} \div \text{一戸あたり床面積} \times \text{容積率}$$

$$15,695,702 \text{ 円} = 31,410,000 \text{ 円} \div 168.90 \text{ m}^2 \times 39.40\%$$

(b)償却額の算定方法

$$\text{償却額} = (\text{建設に要した費用} - \text{残存価格}) \div \text{耐用年数}$$

$$\text{470,871} = (15,695,702 - 1,569,570) \div 30$$

$$\text{残存価格} = \text{建設に要した費用} \times 0.1(\text{係数})$$

$$\text{1,569,570 円} = 15,695,702 \text{ 円} \times 0.1$$

※木造構造の係数

(c)修繕費の算定方法

$$\text{修繕費} = (\text{推定再建築費}) \times (\text{修繕費率})$$

$$\text{362,571} = (16,480,487 \text{ 円}) \times (0.022)$$

※木造構造の率

(d)管理事務費の算定方法

$$\text{管理事務費} = (\text{推定再建築費}) \times (\text{管理事務費率})$$

$$\text{51,090} = (16,480,487 \text{ 円}) \times (0.0031)$$

※木造構造の率

(e)損害保険料の算定方法

$$\text{損害保険料} = (\text{共済委託契約額}) \times (\text{掛け金率})$$

$$\text{922} = (15,360,800 \text{ 円}) \times (0.006\%)$$

注意:通常は0.011%だが、災害公営住宅の特例で0.006%になっている。

$$\text{共済委託契約額} = \text{H28構造別標準単価} \times \text{一戸あたり床面積}$$

$$\text{15,360,800 円} = 182,000 \text{ 円} \times 84.4$$

※木造構造の単価

(f)公課の算定方法

$$\text{公課(合計)} = (\text{公課(建物分) ①}) + (\text{公課(土地分) ②})$$

$$\text{87,515} = (74,360) + (13,155)$$

$$\text{① 公課(建物分)} = (\text{複成価格}) \times (\text{係数} \times 1) \times (\text{固定資産税率} + \text{都市計画税率}) \times \text{新築住宅軽減}$$

$$74,360 = (15,491,657) \times (0.6) \times (1.4\% + 0.2\%) \times 1/2$$

※1 H8.12.2建設省住総発第174号「近傍同種の家賃の算定に係る「公課」の取扱いについて」

$$\text{② 公課(土地分)} = (\text{土地の時価(200m}^2\text{まで)}) \times (\text{固定資産税率} + \text{都市計画税率}) = (\text{小規模住宅用地分})$$

$$13,155 = (3,840,000) \times (1/6 \times 1.4\% + 1/3 \times 0.2\%) = (11,520)$$

$$+ (\text{土地の時価(200m}^2\text{以上)}) \times (\text{固定資産税率} + \text{都市計画税率}) = (\text{一般住宅用地分})$$

$$(272,640) \times (1/3 \times 1.4\% + 2/3 \times 0.2\%) = (1,635)$$

(g)空家引当率の算定方法

$$\text{空家引当率} = \{ (\text{基礎価格}) \times (\text{利回り}) + (\text{償却額}) + (\text{修繕費}) + (\text{管理事務費}) + (\text{損害保険料}) + (\text{公課}) \}$$

$$\text{31,191} = \{ (19,552,889) \times (3.0\%) + (470,871) + (362,571) + (51,090) + (922) + (87,515) \} \times 2/100$$

(A)近傍同種家賃の算定方法 (平成29年度) 《4DK》D(2戸)

市町村名	千葉県香取市
住宅の構造	木造
一戸あたり床面積(1DK)	84.4 m ²
容積率	39.40%
竣工年度	平成25年度
近傍同種の住宅の建設費(全体工事費)	31,410,000 円
近傍同種の住宅の固定資産税評価額相当額	18,960 円/m ²
規則第23条の規定に基づき国土交通大臣が定める率	1.05

← A 168.90 m² / B 428.62 m² ※A=(延床面積) - (バルコニーの面積の2/3)、B=(全体敷地面積) - (共同施設の面積)
 (84.45m² × 2戸)
 ← 総工事費 - 共同施設の工事費

$$\text{近傍同種家賃} = \{ (\text{基礎価格}) \times (\text{利回り}) + (\text{償却額}) + (\text{修繕費}) + (\text{管理事務費}) + (\text{損害保険}) + (\text{公課}) + (\text{空家等引当金}) \} \div 12$$

$$\text{4DK} \quad \text{131,100} = \{ (19,058,475) \times (3.0\%) + (470,871) + (362,571) + (51,090) + (972) + (85,142) + (30,848) \} \div 12$$

(a)基礎価格の算定方法

$$\text{基礎価格} = (\text{複成価格(建物)}) + (\text{敷地の時価(土地)})$$

$$\text{19,058,475} = (14,997,243) + (4,061,232)$$

$$\text{① 複成価格(建物)} = (\text{推定再建築費}) - (\text{推定再建築費} \times 0.9(\text{係数}) \div \text{耐用年数}) \times \text{経過年数}$$

$$14,997,243 = (16,480,487) - (16,480,487 \times 0.9 \div 30 \text{年}) \times 3 \text{年}$$

$$\text{推定再建築費} = \text{建設に要した費用} \times \text{規則第23条の率}$$

$$\text{16,480,487 円} = 15,695,702 \text{ 円} \times 1.05$$

※H29年度の率

$$\text{② 敷地の時価(土地)} = (\text{土地の評価額}) \times (\text{戸当たり敷地面積})$$

$$4,061,232 = (18,960) \times (214.2 \text{ m}^2)$$

$$\text{建設に要した費用} = \text{近傍同種の住宅の建設費} \div \text{一戸あたり床面積} \times \text{容積率}$$

$$15,695,702 \text{ 円} = 31,410,000 \text{ 円} \div 168.90 \text{ m}^2 \times 39.40\%$$

(b)償却額の算定方法

$$\text{償却額} = (\text{建設に要した費用} - \text{残存価格}) \div \text{耐用年数}$$

$$\text{470,871} = (15,695,702 - 1,569,570) \div 30$$

$$\text{残存価格} = \text{建設に要した費用} \times 0.1(\text{係数})$$

$$\text{1,569,570 円} = 15,695,702 \text{ 円} \times 0.1$$

※木造構造の係数

(c)修繕費の算定方法

$$\text{修繕費} = (\text{推定再建築費}) \times (\text{修繕費率})$$

$$\text{362,571} = (16,480,487 \text{ 円}) \times (0.022)$$

※木造構造の率

(d)管理事務費の算定方法

$$\text{管理事務費} = (\text{推定再建築費}) \times (\text{管理事務费率})$$

$$\text{51,090} = (16,480,487 \text{ 円}) \times (0.0031)$$

※木造構造の率

(e)損害保険料の算定方法

$$\text{損害保険料} = (\text{共済委託契約額}) \times (\text{掛け金率})$$

$$\text{972} = (16,204,800 \text{ 円}) \times (0.006\%)$$

注意:通常は0.011%だが、災害公営住宅の特例で0.006%になっている。

$$\text{共済委託契約額} = \text{H29構造別標準単価} \times \text{一戸あたり床面積}$$

$$\text{16,204,800 円} = 192,000 \text{ 円} \times 84.4$$

※木造構造の単価

(f)公課の算定方法

$$\text{公課(合計)} = (\text{公課(建物分)}) + (\text{公課(土地分)})$$

$$\text{85,142} = (71,987) + (13,155)$$

$$\text{① 公課(建物分)} = (\text{複成価格}) \times (\text{係数} \times 1) \times (\text{固定資産税率} + \text{都市計画税率}) \times \text{新築住宅軽減}$$

$$71,987 = (14,997,243) \times (0.6) \times (1.4\% + 0.2\%) \times 1/2$$

※1 H8.12.2建設省住総発第174号「近傍同種の家賃の算定に係る「公課」の取扱いについて」

$$\text{② 公課(土地分)} = (\text{土地の時価(200m}^2\text{まで)}) \times (\text{固定資産税率} + \text{都市計画税率}) = (\text{小規模住宅用地分})$$

$$13,155 = (3,840,000) \times (1/6 \times 1.4\% + 1/3 \times 0.2\%) = (11,520)$$

$$+ (\text{土地の時価(200m}^2\text{以上)}) \times (\text{固定資産税率} + \text{都市計画税率}) = (\text{一般住宅用地分})$$

$$(272,640) \times (1/3 \times 1.4\% + 2/3 \times 0.2\%) = (1,635)$$

(g)空家引当率の算定方法

$$\text{空家引当率} = \{ (\text{基礎価格}) \times (\text{利回り}) + (\text{償却額}) + (\text{修繕費}) + (\text{管理事務費}) + (\text{損害保険料}) + (\text{公課}) \}$$

$$\text{30,848} = \{ (19,058,475) \times (3.0\%) + (470,871) + (362,571) + (51,090) + (972) + (85,142) \} \times 2/100$$

平成28年度 香取市東日本大震災特別家賃低減事業

1 平成28年度申請額と実績額の対応表

基本情報				H28申請時								H28実績時								H28申請と実績の相異					
No.	氏名	間取り	被災状況	収入合計 A.	控除合計 B ※1	収入月額 (A-B/12)	所得 段階 ①	入居者負担 基準額 C	所得 段階 ②	特定入居者 負担基準額 D	補助対象額 E=(C-D)	対象月数 F ※2	補助基本額 G=E×F	収入合計 A'.	控除合計 B' ※1	収入月額 (A'-B'/12)	所得 段階 ②	入居者負担 基準額 C'	所得 段階 ②	特定入居者 負担基準額 D'	補助対象額 E'=(C'-D')	対象月数 F' ※2	補助基本額 G'=E'×F'	差額 G-G'	変動要因
1	A	Aタイプ	半壊解体	2,118,800	0	176,567	5	37,000	5	37,000	0	12	0	342,084	0	28,507	1	21,700	102	11,300	10,400	12	124,800	-124,800	所得段階5→102(収入額の減少による)
2	B	Aタイプ	半壊解体	384,000	0	32,000	1	21,700	102	11,300	10,400	12	124,800	192,290	0	16,024	1	21,700	102	11,300	10,400	12	124,800	0	
3	C	Aタイプ	大規模解体	0	0	0	1	21,700	101	6,700	15,000	12	180,000	0	0	0	1	21,700	101	6,700	15,000	12	180,000	0	
4	D	Aタイプ	大規模解体	0	0	0	1	21,700	101	6,700	15,000	12	180,000	0	0	0	1	21,700	101	6,700	15,000	12	180,000	0	
5	E	Aタイプ	大規模解体	1,441,317	380,000	88,443	1	21,700	1	21,700	0	12	0	1,644,370	380,000	105,364	2	25,100	2	25,100	0	12	0	0	0
6	F	Aタイプ	全壊	0	0	0	1	21,700	101	6,700	15,000	12	180,000	0	0	0	1	21,700	101	6,700	15,000	12	180,000	0	
7	G	Aタイプ	大規模解体	4,899,962	650,000	354,164	8	57,600	8	57,600	0	12	0	5,009,370	650,000	363,281	8	57,600	8	57,600	0	12	0	0	0
8	H	Bタイプ	大規模解体	3,453,600	760,000	224,467	7	63,900	7	63,900	0	12	0	3,674,800	760,000	242,900	7	63,900	7	63,900	0	1	0	0	0
9	I	Bタイプ	大規模解体	2,877,600	1,160,000	143,133	4	41,400	4	41,400	0	12	0	2,836,720	1,160,000	139,727	4	41,400	4	41,400	0	12	0	0	0
10	J	Bタイプ	全壊	2,088,000	960,000	94,000	1	27,800	1	27,800	0	12	0	2,384,825	960,000	118,735	2	32,100	2	32,100	0	12	0	0	0
11	K	Bタイプ	大規模解体	2,132,800	480,000	137,733	3	36,700	3	36,700	0	12	0	2,183,200	480,000	141,933	4	41,400	4	41,400	0	12	0	0	0
12	L	Cタイプ	大規模解体	1,273,200	760,000	42,767	1	31,300	103	22,900	8,400	12	100,800	0	0	0	1	31,300	101	9,600	21,700	12	260,400	-159,600	所得段階103→101(収入額の減少による)
13	M	Cタイプ	大規模解体	0	0	0	1	31,300	101	9,600	21,700	12	260,400	160,781	160,781	0	1	31,300	101	9,600	21,700	12	260,400	0	
14	N	Cタイプ	全壊	1,239,600	1,010,000	19,133	1	31,300	102	16,300	15,000	12	180,000	1,225,600	760,000	38,800	1	31,300	102	16,300	15,000	12	180,000	0	
15	O	Dタイプ	大規模解体	0	0	0	1	32,600	101	10,000	22,600	12	271,200	0	0	0	1	32,600	101	10,000	22,600	12	271,200	0	
16	P	Dタイプ	大規模解体	0	0	0	1	32,600	101	10,000	22,600	12	271,200	1,245,200	760,000	40,433	1	32,600	103	23,900	8,700	12	104,400	166,800	所得段階101→103(収入額の増加による)

※1 所得額 - 控除額がマイナスとならないよう控除額を調整している

※2 激基地域なので、最初の5年間の基本補助率は1/2

補助基本額合計	1,748,000
補助率 ※2	3/4
補助金額	1,311,000

補助基本額合計	1,866,000
補助率 ※2	3/4
補助金額	1,399,000

差額	-118,000	←余剰額(事業費)
補助率 ※2	3/4	
補助金額	-88,000	←余剰額(国費相当額)

災害公営住宅入居者算定家賃資料(特別家賃低減事業算定用集計表) 平成28年度分

2017/1/5

No.	氏名	被災状況	間取り	収入合計 A	控除合計 B ※1	収入月額 (A-B/12)	所得 段階 ①	入居者負 担基準額 C	所得 段階 ②	特定入居者 負担基準額 D	対象 基準額 E (C-D)	対象月数 F	補助基本額 E×F
1	A	半壊解体	Aタイプ	342,084	0	28,507	1	21,700	102	11,300	10,400	12	124,800
2	B	半壊解体	Aタイプ	192,290	0	16,024	1	21,700	102	11,300	10,400	12	124,800
3	C	大規模解体	Aタイプ	0	0	0	1	21,700	101	6,700	15,000	12	180,000
4	D	大規模解体	Aタイプ	0	0	0	1	21,700	101	6,700	15,000	12	180,000
5	E	大規模解体	Aタイプ	1,644,370	380,000	105,364	2	25,100	2	25,100	0	12	0
6	F	全壊	Aタイプ	0	0	0	1	21,700	101	6,700	15,000	12	180,000
7	G	大規模解体	Aタイプ	5,009,370	650,000	363,281	8	57,600	8	57,600	0	12	0
1DK 合計								191,200		125,400	65,800		789,600
8	H	大規模解体	Bタイプ	3,674,800	760,000	242,900	7	63,900	7	63,900	0	1	0
9	I	大規模解体	Bタイプ	2,836,720	1,160,000	139,727	4	41,400	4	41,400	0	12	0
10	J	全壊	Bタイプ	2,384,825	960,000	118,735	2	32,100	2	32,100	0	12	0
11	K	大規模解体	Bタイプ	2,183,200	480,000	141,933	4	41,400	4	41,400	0	12	0
2DK 合計								178,800		178,800	0		0
12	L	大規模解体	Cタイプ	0	0	0	1	31,300	101	9,600	21,700	12	260,400
13	M	大規模解体	Cタイプ	160,781	160,781	0	1	31,300	101	9,600	21,700	12	260,400
14	N	全壊	Cタイプ	1,225,600	760,000	38,800	1	31,300	102	16,300	15,000	12	180,000
3DK 合計								93,900		35,500	58,400		700,800
15	O	大規模解体	Dタイプ	0	0	0	1	32,600	101	10,000	22,600	12	271,200
16	P	大規模解体	Dタイプ	1,245,200	760,000	40,433	1	32,600	103	23,900	8,700	12	104,400
Dタイプ 合計								65,200		33,900	31,300		375,600

※1 所得額 - 控除額がマイナスとならないよう控除額を調整している

補助基本額合計 1,866,000

補助率 3/4

補助金額 1,399,000

※基本補助率は1/2

※対象者数:10

H27補助基本額計	H28補助基本額	補助基本額合計
1,767,000	1,866,000	3,633,000
H27補助金額計	H28補助金額	補助金合計(3/4)
1,325,000	1,399,000	2,724,000

災害公営住宅入居者算定家賃資料(特別家賃低減事業算定用集計表) 平成29年度分

2017/1/5

No.	氏名	被災状況	間取り	収入合計 A	控除合計 B ※1	収入月額 (A-B/12)	所得 段階 ①	入居者負 担基準額 C	所得 段階 ②	特定入居者 負担基準額 D	対象 基準額 E (C-D)	対象月数 F	補助基本額 E×F
1	A	半壊解体	Aタイプ	342,084	0	28,507	1	21,500	102	11,200	10,300	12	123,600
2	B	半壊解体	Aタイプ	192,290	0	16,024	1	21,500	102	11,200	10,300	12	123,600
3	C	大規模解体	Aタイプ	0	0	0	1	21,500	101	6,600	14,900	12	178,800
4	D	大規模解体	Aタイプ	0	0	0	1	21,500	101	6,600	14,900	12	178,800
5	E	大規模解体	Aタイプ	1,644,370	380,000	105,364	2	24,800	2	24,800	0	12	0
6	F	全壊	Aタイプ	0	0	0	1	21,500	101	6,600	14,900	12	178,800
7	G	大規模解体	Aタイプ	5,009,370	650,000	363,281	8	57,100	8	57,100	0	12	0
1DK 合計								189,400		124,100	65,300		783,600
8	H	一般入居	Bタイプ	0	0	0	-	-	-	-	-	0	0
9	I	大規模解体	Bタイプ	2,836,720	1,160,000	139,727	4	41,000	4	41,000	0	12	0
10	J	全壊	Bタイプ	2,384,825	960,000	118,735	2	31,800	2	31,800	0	12	0
11	K	大規模解体	Bタイプ	2,183,200	480,000	141,933	4	41,000	4	41,000	0	12	0
2DK 合計								113,800		113,800	0		0
12	L	大規模解体	Cタイプ	0	0	0	1	31,000	101	9,500	21,500	12	258,000
13	M	大規模解体	Cタイプ	160,781	160,781	0	1	31,000	101	9,500	21,500	12	258,000
14	N	全壊	Cタイプ	1,225,600	760,000	38,800	1	31,000	102	16,100	14,900	12	178,800
3DK 合計								93,000		35,100	57,900		694,800
15	O	大規模解体	Dタイプ	0	0	0	1	32,300	101	9,900	22,400	12	268,800
16	P	大規模解体	Dタイプ	1,245,200	760,000	40,433	1	32,300	103	23,600	8,700	12	104,400
Dタイプ 合計								64,600		33,500	31,100		373,200

※1 所得額 - 控除額がマイナスとならないよう控除額を調整している

補助基本額合計	1,851,000
補助率	3/4
補助金額	1,388,000

※基本補助率は1/2
※対象者数:10(見込)

～H28補助基本額計	H29補助基本額	補助基本額合計
3,633,000	1,851,000	5,484,000
～H28補助金額計	H29補助金額	補助金合計(3/4)
2,724,000	1,388,000	4,112,000

平成28年度 香取市災害公営住宅家賃低廉化事業

1 平成28年度申請額と実績額の対応表

基本情報				H28申請時							H28実績時							H28申請と実績の相異						
No.	氏名	間取り	被災状況	収入合計 A	控除合計 B ※1	収入月額 (A-B/12)	所得 段階	入居者負担 基準額 C	近傍同種家 賃 D	補助対象額 E=(D-C)	対象月数 F ※2	補助基本額 G=E×F	収入合計 A'	控除合計 B' ※1	収入月額 (A'-B'/12)	所得 段階	入居者負担 基準額 C'	近傍同種家 賃 D'	補助対象額 E'=(D'-C')	対象月数 F' ※2	補助基本額 G'=E'×F'	差額 G-G'	変動要因	
1	A	Aタイプ	半壊解体	2,118,800	0	176,567	5	37,000	102,900	0	12	0	342,084	0	28,507	1	21,700	102,900	81,200	12	974,400	-974,400	所得段階5→1(収入額の減少による)	
2	B	Aタイプ	半壊解体	384,000	0	32,000	1	21,700	102,900	81,200	12	974,400	192,290	0	16,024	1	21,700	102,900	81,200	12	974,400	0		
3	C	Aタイプ	大規模解体	0	0	0	1	21,700	102,900	81,200	12	974,400	0	0	0	1	21,700	102,900	81,200	12	974,400	0		
4	D	Aタイプ	大規模解体	0	0	0	1	21,700	102,900	81,200	12	974,400	0	0	0	1	21,700	102,900	81,200	12	974,400	0		
5	E	Aタイプ	大規模解体	1,441,317	380,000	88,443	1	21,700	102,900	81,200	12	974,400	1,644,370	380,000	105,364	2	25,100	102,900	77,800	12	933,600	40,800	所得段階1→2(収入額の増加による)	
6	F	Aタイプ	全壊	0	0	0	1	21,700	102,900	81,200	12	974,400	0	0	0	1	21,700	102,900	81,200	12	974,400	0		
7	G	Aタイプ	大規模解体	4,899,962	650,000	354,164	8	57,600	102,900	0	12	0	5,009,370	650,000	363,281	8	57,600	102,900	0	12	0	0	0	
8	H	Bタイプ	大規模解体	3,453,600	760,000	224,467	7	63,900	125,300	0	12	0	3,674,800	760,000	242,900	7	63,900	125,300	0	1	0	0	0	
9	I	Bタイプ	大規模解体	2,877,600	1,160,000	143,133	4	41,400	125,300	83,900	12	1,006,800	2,836,720	1,160,000	139,727	4	41,400	125,300	83,900	12	1,006,800	0		
10	J	Bタイプ	全壊	2,088,000	960,000	94,000	1	27,800	125,300	97,500	12	1,170,000	2,384,825	960,000	118,735	2	32,100	125,300	93,200	12	1,118,400	51,600	所得段階1→2(収入額の増加による)	
11	K	Bタイプ	大規模解体	2,132,800	480,000	137,733	3	36,700	125,300	88,600	12	1,063,200	2,183,200	480,000	141,933	4	41,400	125,300	83,900	12	1,006,800	56,400	所得段階3→4(収入額の増加による)	
12	L	Cタイプ	大規模解体	1,273,200	760,000	42,767	1	31,300	138,900	107,600	12	1,291,200	0	0	0	1	31,300	138,900	107,600	12	1,291,200	0		
13	M	Cタイプ	大規模解体	0	0	0	1	31,300	138,900	107,600	12	1,291,200	160,781	160,781	0	1	31,300	138,900	107,600	12	1,291,200	0		
14	N	Cタイプ	全壊	1,239,600	1,010,000	19,133	1	31,300	138,900	107,600	12	1,291,200	1,225,600	760,000	38,800	1	31,300	138,900	107,600	12	1,291,200	0		
15	O	Dタイプ	大規模解体	0	0	0	1	32,600	132,500	99,900	12	1,198,800	0	0	0	1	32,600	132,500	99,900	12	1,198,800	0		
16	P	Dタイプ	大規模解体	0	0	0	1	32,600	132,500	99,900	12	1,198,800	1,245,200	760,000	40,433	1	32,600	132,500	99,900	12	1,198,800	0		

※1 所得額 - 控除額がマイナスとならないよう控除額を調整している

※2 激基地域なので、最初の5年間の基本補助率は3/4(6年目以降は2/3)

補助基本額合計	14,383,000
補助率 ※2	7/8
補助金額	12,585,000

補助基本額合計	15,208,000
補助率 ※2	7/8
補助金額	13,307,000

-825,000	←余剰額(事業費)
7/8	
-721,000	←余剰額(国費相当額)

災害公営住宅入居者算定家賃資料(家賃低廉化事業算定用集計表) 平成28年度分

2017/1/5

No.	氏名	被災状況	間取り	収入合計 A.	控除合計 B ※1	収入月額 (A-B/12)	所得 段階	入居者負担 基準額 C	近傍同種家賃 D	補助対象額 E (D-C)	対象月数 F	補助基本額 E×F
1	A	半壊解体	Aタイプ	342,084	0	28,507	1	21,700	102,900	81,200	12	974,400
2	B	半壊解体	Aタイプ	192,290	0	16,024	1	21,700	102,900	81,200	12	974,400
3	C	大規模解体	Aタイプ	0	0	0	1	21,700	102,900	81,200	12	974,400
4	D	大規模解体	Aタイプ	0	0	0	1	21,700	102,900	81,200	12	974,400
5	E	大規模解体	Aタイプ	1,644,370	380,000	105,364	2	25,100	102,900	77,800	12	933,600
6	F	全壊	Aタイプ	0	0	0	1	21,700	102,900	81,200	12	974,400
7	G	大規模解体	Aタイプ	5,009,370	650,000	363,281	8	57,600	102,900	0	12	0
Aタイプ 合計								191,200	720,300	483,800		5,805,600
8	H	大規模解体	Bタイプ	3,674,800	760,000	242,900	7	63,900	125,300	0	1	0
9	I	大規模解体	Bタイプ	2,836,720	1,160,000	139,727	4	41,400	125,300	83,900	12	1,006,800
10	J	全壊	Bタイプ	2,384,825	960,000	118,735	2	32,100	125,300	93,200	12	1,118,400
11	K	大規模解体	Bタイプ	2,183,200	480,000	141,933	4	41,400	125,300	83,900	12	1,006,800
Bタイプ 合計								178,800	501,200	261,000		3,132,000
12	L	大規模解体	Cタイプ	0	0	0	1	31,300	138,900	107,600	12	1,291,200
13	M	大規模解体	Cタイプ	160,781	160,781	0	1	31,300	138,900	107,600	12	1,291,200
14	N	全壊	Cタイプ	1,225,600	760,000	38,800	1	31,300	138,900	107,600	12	1,291,200
Cタイプ 合計								93,900	416,700	322,800		3,873,600
15	O	大規模解体	Dタイプ	0	0	0	1	32,600	132,500	99,900	12	1,198,800
16	P	大規模解体	Dタイプ	1,245,200	760,000	40,433	1	32,600	132,500	99,900	12	1,198,800
Dタイプ 合計								65,200	265,000	199,800		2,397,600

※1 所得額 - 控除額がマイナスとならないよう控除額を調整している
 ※2 激基地域なので、最初の5年間の補助率は3/4(6年目以降は2/3)

補助基本額合計	15,208,000
補助率 ※2	7/8
補助金額	13,307,000

※基本補助率は3/4

※対象者数:14

～H27補助基本額計	H28補助基本額	補助基本額合計
14,440,000	15,208,000	29,648,000
～H27補助金額計	H28補助金額	補助金合計(7/8)
12,635,000	13,307,000	25,942,000

災害公営住宅入居者算定家賃資料(家賃低廉化事業算定用集計表) 平成29年度分

2017/1/5

No.	氏名	被災状況	間取り	収入合計 A.	控除合計 B ※1	収入月額 (A-B/12)	所得 段階	入居者負担 基準額 C	近傍同種家賃 D	補助対象額 E (D-C)	対象月数 F	補助基本額 E×F
1	A	半壊解体	Aタイプ	342,084	0	28,507	1	21,500	101,800	80,300	12	963,600
2	B	半壊解体	Aタイプ	192,290	0	16,024	1	21,500	101,800	80,300	12	963,600
3	C	大規模解体	Aタイプ	0	0	0	1	21,500	101,800	80,300	12	963,600
4	D	大規模解体	Aタイプ	0	0	0	1	21,500	101,800	80,300	12	963,600
5	E	大規模解体	Aタイプ	1,644,370	380,000	105,364	2	24,800	101,800	77,000	12	924,000
6	F	全壊	Aタイプ	0	0	0	1	21,500	101,800	80,300	12	963,600
7	G	大規模解体	Aタイプ	5,009,370	650,000	363,281	8	57,100	101,800	0	12	0
Aタイプ 合計								189,400	712,600	478,500		5,742,000
8	H	一般入居	Bタイプ	0	0	0	-	-	123,900	-	0	0
9	I	大規模解体	Bタイプ	2,836,720	1,160,000	139,727	4	41,000	123,900	82,900	12	994,800
10	J	全壊	Bタイプ	2,384,825	960,000	118,735	2	31,800	123,900	92,100	12	1,105,200
11	K	大規模解体	Bタイプ	2,183,200	480,000	141,933	4	41,000	123,900	82,900	12	994,800
Bタイプ 合計								113,800	495,600	257,900		3,094,800
12	L	大規模解体	Cタイプ	0	0	0	1	31,000	137,300	106,300	12	1,275,600
13	M	大規模解体	Cタイプ	160,781	160,781	0	1	31,000	137,300	106,300	12	1,275,600
14	N	全壊	Cタイプ	1,225,600	760,000	38,800	1	31,000	137,300	106,300	12	1,275,600
Cタイプ 合計								93,000	411,900	318,900		3,826,800
15	O	大規模解体	Dタイプ	0	0	0	1	32,300	131,100	98,800	12	1,185,600
16	P	大規模解体	Dタイプ	1,245,200	760,000	40,433	1	32,300	131,100	98,800	12	1,185,600
Dタイプ 合計								64,600	262,200	197,600		2,371,200

※1 所得額 - 控除額がマイナスとならないよう控除額を調整している
 ※2 激基地域なので、最初の5年間の補助率は3/4(6年目以降は2/3)

補助基本額合計	15,034,000
補助率 ※2	7/8
補助金額	13,154,000

※基本補助率は3/4

※対象者数:14

～H28補助基本額計	H29補助基本額	補助基本額合計
29,648,000	15,034,000	44,682,000
～H28補助金額計	H29補助金額	補助金合計(7/8)
25,942,000	13,154,000	39,096,000

(参考様式)

香取市復興交付金事業計画 復興交付金事業等工程表(平成29年度)

平成29年3月現在

※本様式は1-2①・②に記載した事業ごとに記載してください。

直接交付先	No.	1	事業番号	D-5-1	事業名	災害公営住宅家賃低廉化事業	事業実施主体	香取市
項 目	平成29年度						平成30年度	備 考
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期			
災害公営住宅 家賃低廉化事業								

(注)上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注)同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注)平成24年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(参考様式)

香取市復興交付金事業計画 復興交付金事業等工程表(平成29年度)

平成29年3月現在

※本様式は1-2①・②に記載した事業ごとに記載してください。

直接交付先	No.	2	事業番号	D-6-1	事業名	東日本大震災特別家賃低減事業	事業実施主体	香取市
項 目	平成29年度						平成30年度	備 考
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期			
東日本大震災 特別家賃低減事業	→							

(注)上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注)同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注)平成24年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。